令和9年度
加古川市　保育施設利用のしおり



加古川市役所HP
「子育て・教育」のページ

目次

◆令和9年度入所の変更点と注意点　…1
1. はじめに確認していただきたいこと　…2
2. 申請の事由と必要書類について　…3
3. 各種申請書について　…5
4. 利用申込の受付期間と通知時期　…6
5. 申込みの流れについて　…7
6. 加古川市外の保育所等への利用申込みや加古川市外の方からの申込みについて　…10
7. 利用者負担額（保育料）について　…11
8. 加古川市内の認可保育施設について　…13
9. 保育所等見学のポイント　…15
10. 私立認定こども園　幼稚園部について　…16
11. 一時預かりについて　…17
12. 幼児教育・保育の無償化について　…17
13. こども誰でも通園制度について　…18
14. 病児保育について　…19
15. 施設区分とクラス年齢について　…20
● 申込書類　書き方ガイド　…21
● 加古川市内の認可保育施設マップ　…裏表紙
● ここdeサーチ・加古川市子育て情報　…裏表紙

加古川市 こども部 幼児保育課

〒675-8501
加古川市加古川町北在家2000番地
TEL（079）－ 427 － 9213
FAX（079）－ 424 － 0346
https://www.city.kakogawa.lg.jp

R8 .9作成

令和９年度保育施設の変更について

新規認可保育施設について

あいあい保育園が令和９年４月より、新たに認定こども園となる予定です。施設情報についてはP.13をご覧ください。

しかたこども園の園舎改修工事について

しかたこども園の園舎は、建築後20年以上を経過しており、老朽化対策が必要な状態です。つきましては、令和８年度より園運営と並行して工事を実施しております。通常の園運営に比べて騒音や振動が発生するなど、ご迷惑をおかけすることが想定されますので、入所申込みにあたっては、あらかじめご理解ご了承いただきますよう、お願いします。



⚠注意点⚠

書類の提出について



書類の受付は、市役所本館1階幼児保育課窓口、市内認可保育所等、各市民センターにて行っております。ただし、市役所本館1階幼児保育課窓口以外での提出の場合は書類の預かりのみとなり、内容の確認はできません。申込書類のコピーが必要な方は提出前に、ご自身でコピーをお取りください。

育児休業から復職される方、今後新しい職場で働く予定の方へ

入所決定次第、育児休業から復職される方



育児休業から復職される場合は、入所した月中の復職が必要です。入所した月中に、元の職場へ復職が可能かどうか確認のうえ申請をしてください。自己都合で元の職場に復職できない場合、原則入所を取り消します。

入所保留に伴い育児休業を延長された方



入所保留に伴い育児休業を延長された後も、利用申込の取下げをされない限り、毎月、利用調整が行われます。（利用調整が行われるのは、入所希望月～保育給付認定を受けている期間です。ただし最長でも令和10年3月までとなります。）

入所決定次第、新しい職場で働く予定の方



就労予定で利用申込を行い、入所決定された方は、提出いただいた就労時間で入所した月中に勤務を開始する必要があります。利用申込み時に提出された就労証明書記載の時間を下回る場合は、原則入所の取り消しや退所となります。

派遣社員として働かれる方



入所決定月の前月末までに復職後の派遣先が決まらない場合、必ず申し出てください。自己都合により派遣先が決まらず復職できない場合、原則入所を取り消します。

1.はじめに確認していただきたいこと

1.保育所等の見学

利用申込みに際しては、お子様と一緒にご希望の保育所等を見学していただくことをおすすめします。なお、見学を希望される際には、事前に保育所等へ直接お問い合わせください。

また、利用条件が合わないなどの理由により入所内定を辞退された場合、以降の利用調整で減点され不利になります。申込前に必ず、申込可能年齢や保育方針、諸経費、開所時間、送迎バスの有無、送り迎えが可能かなどの利用条件を確認してください。

2.利用料以外の費用、給食等の保護者負担 （※保育所等へ確認してください。）

保育所等によっては、指定の制服代や体操服代のほか、毎月保育料以外に保育材料費などの諸経費が必要な場合があります。また、3歳児クラス以上の給食は、原則、保護者負担となります。副食（おかず）は保育所等で提供し、主食（ご飯）は各自持参または保育所等で提供します。主食の提供の有無や料金等は施設によって異なりますので、詳しくは各保育施設へお問い合わせいただくか、加古川市ホームページ「令和9年度　園詳細」をご確認ください。

3.ならし保育について

ならし保育とは、お子様が保育所等での生活に慣れることを目的としたもので、本来の時間よりも短い時間で保育を行うものです。ならし保育の期間や内容は、利用されるお子様の年齢や保育所等によって異なります。

4.延長保育について

教育・保育給付認定を受けた時間（標準時間/短時間）を超える延長保育を利用する場合は、延長保育料が必要となります。保育所等によっては、延長保育の申請時に勤務証明等（延長保育を必要とする証明）の提出を求められる場合があります。保育所等によって料金が異なり、延長保育を実施していないところもあります。

5.支援を必要とするお子様について

障がいや食物アレルギー、医療的配慮を必要とするお子様であっても、保護者のいずれもが P.3の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当し、医師の判断等により集団保育が可能なお子様であれば利用申込ができます。申込みの際には、療育手帳のコピーを添付してください。（手帳をお持ちでない場合でも、お子様の発達において気になる点やご心配がある場合は『保育児童台帳』裏面の「申請に係る子どもの状況」欄に記入し、利用希望園に相談のうえ、申込時に窓口にてお申し出ください。）

保育はそれぞれのお子様の状況に応じて行いますが、保育所等はあくまでも集団での保育の場であり、保育士が1対1で保育できるものではありませんので、原則、服薬管理や常時の見守りなどの個別対応はできかねます。

また、アレルギー食の対応については、生活管理指導表など主治医の具体的な指示に基づき、保護者と話し合いながらできる範囲で対応（除去など）いたします。対応が難しい場合は家からお弁当をお持ちいただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。

上記内容等に関しては、「園詳細」をご覧いただくか、各保育所等にお問い合わせください。
その他、施設のことや利用するお子様のことで気になることがあれば、保育所等に直接質問してみましょう。



2. 申請の事由と必要書類について

すべての方が必要な書類　※申請は年度ごとに必要です

1. 「子どものための教育・保育給付認定申請書（兼）令和９年度事業所利用（調整）申込書（兼）保育児童台帳」 ※子ども1人につき1枚必要
2. 就労を事由とする場合は「就労証明書」、就労以外を事由とする場合は「保育を必要とする申立書」 ※証明日から3か月以内有効
3. 保育所等の利用申込書類預かり書（兼）重要事項確認書

保育を必要とする事由により必要な書類

保育を必要とする事由		事由により追加で必要な添付書類
就労 **（1か月あたり48時間以上就労している。）**	会社・団体勤務	なし
	自営業・農林水産業など （詳細はP.26をご確認ください）	**《自営業主（個人事業主）》** ① 直近の確定申告書B（第一表および第二表）、営業許可証、開業届等（いずれも税務署等提出分） のうち1点のコピー ② 直近3か月以内の主な取引がわかるもの（納品書、出荷伝票等）のコピー
		《自営業専従者（自営業協力者）》 従事が確認できる直近の確定申告書B、直近の源泉徴収票等（いずれも税務署等提出分）のうち1点のコピー ※上記が提出できない場合は、給与明細書、給与台帳（源泉徴収簿）、出勤簿、従事を確認できる開業届等（税務署等提出分）のコピーのうち2点
	育児休業から復職予定 または 入所が決まり次第、育児休業期間を短縮して復職する	なし
	（利用希望月の1日時点で産前・産後休暇中であり）育児休業を取得せず復職する	復職申立書
就労予定 **（就労内定もしくは入所が決まり次第、就労する予定である。）**		就労形態に応じて必要な場合あり
求職活動		なし
妊娠・出産		妊婦健康診査費助成券等のコピー
保護者の疾病・障がい	障害者手帳等を持っている場合	障害者手帳、介護保険被保険者証のコピー
	障害者手帳等を持っていない場合	診断書（原本）
病人の常時介護・看護	同居している親族	① 障害者手帳等のコピー ② 常時介護・看護を行う必要があることと、その見込み期間が記載された診断書等（原本） ③ 1週間の介護・看護スケジュール
	長期入院等をしている親族	① 障害者手帳等のコピー ② 常時介護・看護を行う必要があることと、退院までの見込み期間が記載された診断書等、または入院付添依頼書等（原本） ③ 1週間の介護・看護スケジュール
就学・職業訓練	学校教育法等で規定する学校等、または公共職業能力開発施設等における職業訓練等に通っている	① 在学証明書、または学生証のコピー ② 就学期間、授業時間等がわかるもののコピー
災害・復旧	震災・風水害・火災その他の災害復旧にあたっている	罹災証明書等
虐待やDVのおそれがある場合		状況に応じて異なりますので、幼児保育課までお問い合わせください
【参考：入所中の児童のみ】育児休業		① 育児休業期間証明書 ② 育児休業中の保育の実施申立書
その他		状況に応じて異なりますので、幼児保育課までお問い合わせください

※保育必要量の保育標準時間は１日最長１１時間、保育短時間は１日最長８時間利用できます。
実際に利用できる時間帯は各保育所等で異なります（P.13～14 を確認してください。）。
保育標準時間と保育短時間の両方に〇印がある場合は、どちらか希望する方を選択することができます。
また、△印の場合は、保護者の状況に応じて決定します。その事由に係る時間が月120時間未満の場合は、原則、保育短時間となります。

※施設を連続で 3 か月以上欠席する場合は、退園となる場合があります。また、欠席時の利用者負担額の減額はありません。

備　　考	教育・保育給付認定期間の上限 （保育所等に入所できる期間または利用調整の対象となる期間）	保育必要量 ※ （1日に保育所等を利用できる最大の時間数）	
		標準時間	短時間
	就労している期間	△	△
・法人化している場合は、会社・団体勤務となります。 ・起業の準備中で書類の提出ができない場合は、求職活動の事由となります。 ◎起業してまだ日が浅い等の理由で②が提出できない場合は、就労予定として取り扱います。			
・従事が確認できる確定申告書とは、自営業主の確定申告書Bの事業専従者欄に協力者の氏名が記入されてあり、給与の支払いが確認できるもの。または、自営業専従者の確定申告書Bの所得の内訳欄に自営業主の名前があること。 ・給与明細書や給与台帳、出勤簿等を提出する場合は、会社名（もしくは代表者名）と協力者の名前が記入されていること。			
・**入所が決定次第、当月中に元の職場に復職する必要があります**。 ◎「就労証明書」の「9.育児休業の取得」および「16.育児休業の短縮・延長への同意」欄について勤務先 に記入してもらう必要があります。 ◎記入が無い場合は、調整加点がつきません。 ◎申請に係る子どもの出生日以降に作成されたものに限ります。			
・「復職申立書」の様式は加古川市のホームページからダウンロードできます。 ◎提出が無い場合は、産前・産後休暇（育児休業）の点数がつきます。	出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月末まで		
・入所が決定次第、当月中に勤務開始する必要があります。 ・就労開始後に勤務中となった就労証明書の提出が必要です。	60日を経過する日が属する月末まで		
・入所が決定した月から3か月以内に勤務開始する必要があります。 ・勤務開始（内定）後に勤務中（予定）となった就労証明書の提出が必要です。	90日を経過する日が属する月末まで	×	〇
・保護者氏名と出産（予定）日が確認できること。	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月末までで**必ず退園**	〇	〇
・保護者氏名・等級または認定区分・有効期間が確認できること。 ・マイナンバーでの情報連携により身体障害者手帳と精神障害者保健福祉手帳は提出を省略できる場合があります。	療養を必要とする期間	〇	〇
・「診断書」の様式は加古川市のホームページからダウンロードできます。 ・診断書は任意の様式でも構いませんが、保育ができない理由と回復までの見込期間が記載されたものに限ります。			
・①は常時介護・看護等が必要な方が所持している場合に限ります。 ・②は障害者手帳等が無い場合のみ。 ・マイナンバーでの情報連携により身体障害者手帳と精神障害者保健福祉手帳は提出を省略できる場合があります。 ・「診断書」と「スケジュール」の様式は加古川市のホームページからダウンロードできます。	介護・看護を必要とする期間	△	△
・「スケジュール」の様式は加古川市のホームページからダウンロードできます。 ◎①②が提出できない場合は、合格内定の状況が分かる書類（合格通知書等）のコピーを提出してください。この場合、就学予定として取り扱います。入学後、授業時間等がわかるもののコピーの提出が必要です。	卒業予定日または修了予定日が属する月末まで	△	△
	認定事由により必要と認められる期間	〇	〇
	認定事由により必要と認められる期間	〇	〇
・現在、保護者の就労を事由に子どもが保育所等を利用しており、その後、保護者が育児休業を取得した場合に限ります。 ・育児休業から復職予定で利用申込をし、入所決定となった場合で、復職後に育児休業を再度取得（分割取得）することになった際は、育児休業対象児童の継続利用はできなくなります。	当該育児休業に係る子どもが満1歳に達する日以後の最初の3月31日まで	×	〇
	類するとされた認定事由に該当する期間	△	△

3. 各種申請書について

申請書類の入手可能場所について

書類名	入手可能場所			
	幼児保育課 窓口	加古川市 ホームページ	市内認可 保育所等	市民 センター
子どものための教育・保育給付認定申請書（兼） 令和９年度事業利用（調整）申込書(兼)保育児童台帳	○	○	○	○
就労証明書、保育を必要とする申立書	○	○	○	○
保育所等の利用申込書類預かり書（兼）重要事項確認書	○		○	○
復職申立書	○	○		
診断書	○	○		
常時介護・看護等のスケジュール	○	○		
入所希望保育所等変更届出書	○	○		
子どものための教育・保育給付（施設等利用給付）認定変更申請書(兼)申請内容変更届	○	○	○	
育児休業期間証明書	○	○		
保育所等利用申込(辞退・取下げ)届出書	○	○		
保育所等退所届	○	○	○	
育児休業中の保育の実施申立書	○		○	
就学前保育の実施申立書	○		○	
在籍（利用）証明書	○	○		

申請書はこちらを読み取って、
加古川市HPからダウンロードできます ⇨

教育・保育給付認定と保育必要量の変更申請について

提出書類の内容等に変更がある場合は、「子どものための教育・保育給付（施設等利用給付）認定変更申請書(兼)申請内容変更届」とともに、その他の変更に必要な書類を提出してください。原則、翌月1日からの変更となります。

現在の状況	提出先　※1	提出期限　※2
入所中	幼児保育課へ提出	変更希望月の前月 15 日
	市内の保育所等へ提出	変更希望月の前月 14 日
申込中 または 保留中	幼児保育課へ提出	利用（変更）希望月の前月 10 日
	市内の保育所等へ提出	利用（変更）希望月の前月９日

※1　市外園を利用中の方は、幼児保育課に提出してください。

※2　提出期限が土・日・祝日で、幼児保育課に提出される場合のみ、その直後の平日までとなります。

4.利用申込の受付期間と通知時期

申請の際、証明書類等が揃っていない場合は受付できないことがあります。一度お預かりした書類は返却できませんので、事前に誤りがないことを確認し、必要に応じてコピーをとるなどしてから提出してください。

利用希望月	受付期間		通知の内容と届く時期		
		名称	子どものための教育・保育給付支給認定証（黄色の通知） ※入所決定の通知ではありません	保育所等利用調整結果通知	保育所等利用者負担額決定通知書
		通知内容	保育所等を利用できる時間数、入所可能な期間または利用調整の対象となる期間等について	利用調整の結果について	利用者負担額(保育料)について
令和９年4月（1次受付）	令和８年 10 月13 日（火）から 令和８年 11 月 ６日（金）まで 【修正期間】 令和８年11月９日（月）～令和８年11月13日（金） ※市役所本館1階幼児保育課窓口のみで受け付けます。 ※受付書類の修正のみ可能。**希望園の変更はできません。**		令和８年 12月中旬	令和８年 12月末	入所決定月の中旬
令和９年4月（2次受付） **育児休業からの復職に伴う令和９年5月以降の申込み①（★1）**	令和８年11月 ９日（月）から 令和９年１月 15 日（金）まで ※11/7（土）または 11/8（日）に市役所本館1階幼児保育課窓口以外で提出された書類は、2次での受付となります。 【修正期間】 令和９年１月 18 日（月）～令和９年１月 22 日（金） ※市役所本館1階幼児保育課窓口のみで受け付けます。 ※受付書類の修正のみ可能。**希望園の変更はできません。**		令和９年 2月中旬	令和９年 3月上旬	
育児休業からの復職に伴う令和９年5月以降の申込み②（★1・2）	令和９年２月 １日（月）から 令和９年４月12 日（月）まで **※市役所本館1階幼児保育課窓口以外での受付は４月 11 日（日）まで**		令和９年 4月中旬	令和９年 4月下旬	
令和９年5月以降（年度途中入所申込）	令和９年２月 １日（月）から 利用希望月の前月10日頃まで ※各月の申込期限は P.9 参照 **※市役所本館1階幼児保育課窓口以外での受付は その前日まで**		申込期限の 10日後くらい	利用希望月の 前月下旬	

★1…市内在住の方に限ります。ただし利用希望月の前月末までに加古川市へ転入予定の方は利用申込が可能です。

★2…育児休業に係る子どもについて、父・母等を通じて最初に取得する育児休業の開始日が令和９年１月 16 日以降の方に限ります。

（注）育児休業に係る子どもについて、父・母等を通じて最初に取得する育児休業の開始日が令和９年１月 15 日以前の場合は受付できません。必ず「育児休業からの復職に伴う令和９年５月以降の申込①」の期間にお申込みください。なお育児休業に係る子どもについて、父・母等を通じて最初に取得する育児休業の開始日が令和９年１月 16 日以降の場合でも、必要な書類が早めに準備できる場合は、「育児休業からの復職に伴う令和９年５月以降の申込①」の期間に申込することができます。

◆申請書類◆

配布・受付場所　加古川市幼児保育課
市内認可保育所等、各市民センター

※申請書類は一部を除き、加古川市HPからダウンロードできます。

※市役所以外での提出の場合は書類の預かりのみとなり、内容の確認はできません。

申請書類はこちらからダウンロードできます ⇨

◆年度途中入所申込の施設空き状況◆

毎月 25 日ごろを目途に更新します。

加古川市 HP にて確認ください。

加古川市　保育対応可能状況　検索

こちらを読み取って確認することもできます ⇨

5. 申込みの流れについて

令和９年4月申込の流れ

入所までの流れ

STEP1
1次受付



10/13(火) ～ 11/6(金)

必要書類を提出
希望施設を記入

※書類の提出場所は下記をご覧ください。
※1次受付期間のみ市役所への提出は特設受付会場へお願いします。
【市役所新館９階】

STEP2
認定通知

「子どものための教育・保育給付支給認定証」交付

12月中旬

郵送で届きます。
（黄色の通知）

※入所可否のお知らせではありません。

STEP3
結果通知



12月下旬

入所可否の結果は郵送で届きます。

入所決定の場合



・同封書類の確認
・園から準備物・健康診断の説明を受ける。



入所保留の場合

自動的に２次選考へ

希望施設や家庭の状況に変更がある場合は手続きしてください。

STEP4
2次受付



11/9(月) ～ 1/15(金)

新規申込・変更手続きをされた方には認定証が届きます。

STEP5
結果通知



３月上旬

入所決定⇒上記内容
入所保留⇒５月選考へ

対応可能状況（施設空き状況）はこちらから
1次受付利用調整前・・・・・10/1（予定）
1次受付利用調整後・・・・・12月下旬（予定）

書類の受付場所：市役所、市内認可保育所等、各市民センター
※市役所以外での提出の場合は書類の預かりのみとなり、内容の確認はできません。
※11/7（土）または 11/8（日）に市役所以外で提出された書類は、2次受付（STEP4）での受付となります。

注 意 事 項 ：申込内容に変更がない場合、認定期間内は自動的に継続選考となります。
書類に不備があると、選考の対象とならない場合があります。
認定期間内に新規申込みをされた場合は、認定通知は発送いたしません。
★5月選考以降のスケジュールについては P.9 をご覧ください。

育児休業からの復職に伴う令和９年５月入所以降の申込み①②の流れ

申込条件



① **令和９年度内**に
育児休業から復帰する

▶

②下記のいずれかに**該当**する
・加古川市在住
・利用希望月の前月末までに加古川市へ転入予定

育児休業からの復帰に伴う５月以降の申込み①

育児休業に係る子どもについて、父・母等を通じて最初に取得する育児休業の開始日が

令和９年１月15日以前である。

なおかつ令和９年１月15日までに書類の提出ができる。

※書類が揃う場合は1/16以降に育児休業を開始する方も申込可能

育児休業からの復帰に伴う５月以降の申込み②



申込み①以外の人

（令和９年１月16日以降に育児休業に入る方）

※育児休業が1/15までに開始する方は申込不可

申込期間



申込み①については
令和８年 11月９日（月）～
令和９年 １月15日（金）
※令和９年4月（2次受付）と一緒に選考します

申込み②については
令和９年 ２月１日（月）～
令和９年 ４月12日（月）
※令和９年５月（途中入所）と一緒に選考します
※市役所本館1階幼児保育課窓口以外での受付は４月11日（日）までです。

【受付場所：市役所本館1階幼児保育課窓口、市内認可保育所等、各市民センター】

～「子どものための教育・保育給付支給認定証」交付（黄色の通知）～



申込み①については
令和９年２月中旬ごろ

申込み②については
令和９年４月中旬ごろ

～結果のお知らせ～



申込み①については
令和９年３月上旬ごろ

申込み②については
令和９年４月下旬ごろ

入所決定

※同封されている書類を確認し、入所が決定した保育所等から入所前の準備物、健康診断などの説明を受けてください。



入所保留

※結果通知の同封文を確認いただき、希望保育所等、就労や家庭の状況等に変更がある場合には、手続きを行ってください。

★次回の選考は利用希望月（途中入所）です。詳細はP.9をご確認ください。

【市内保育所等へ保育士として勤務予定の方へ】
保育士の子どもが優先的に入所できるように市内の保育所等と利用調整を行っています。詳細は勤務予定の各保育所等へお問い合わせください。

令和９年度 途中入所申込の流れ

対応可能状況（施設空き状況）はこちらから
公表は利用希望月の前々月の下旬ごろです。

申 込 期 間



令和９年

2/1（月）～

申込期限と結果連絡日は右の表をご確認ください。

受付場所：市役所本館1階幼児保育課窓口、
市内認可保育所等、各市民センター

※市役所以外での提出の場合は書類の預かりのみとなり、内容の確認はできません。

※市役所以外での提出の場合は申込期限が右表の前日となります。

◆途中入所の申込期限・入所決定者への結果連絡日

保育の利用開始希望月	申込期限	結果連絡
令和 9年 5月	令和 9年 4月12日（月）	令和 9年 4月20日（火）
令和 9年 6月	令和 9年 5月10日（月）	令和 9年 5月20日（木）
令和 9年 7月	令和 9年 6月10日（木）	令和 9年 6月18日（金）
令和 9年 8月	令和 9年 7月12日（月）	令和 9年 7月20日（火）
令和 9年 9月	令和 9年 8月10日（火）	令和 9年 8月20日（金）
令和 9年10月	令和 9年 9月10日（金）	令和 9年 9月17日（金）
令和 9年11月	令和 9年10月12日（火）	令和 9年10月20日（水）
令和 9年12月	令和 9年11月10日（水）	令和 9年11月19日（金）
令和10年 1月	令和 9年12月10日（金）	令和 9年12月20日（月）
令和10年 2月	令和10年 1月11日（火）	令和10年 1月20日（木）
令和10年 3月	令和10年 2月10日（木）	令和10年 2月18日（金）

入所までの流れ

STEP1 申込み



・必要書類を提出
・希望施設を記入

STEP2 認定通知

「子どものための教育・保育給付支給認定証」交付

郵送で届きます。
（黄色の通知）

STEP3

入所決定
または
入所保留



⚠注意事項

★入所選考の対象期間は
「教育・保育給付認定の有効期間」※
または
令和 10 年 3 月 31 日
のうち有効期間が短い方

※有効期間は保護者の申請事由により異なります。
※保護者のいずれかが就労予定・求職活動・妊娠出産等の理由で申込された方は、有効期間が短く設定されているため、特にご注意ください。

入所決定の場合



電話で連絡します
▼
・同封書類の確認
・園から準備物・健康診断の説明を受ける
▼
利用調整結果は
利用希望月の前月下旬ごろ郵送で届きます。



入所保留の場合



電話はありません
▼
利用調整結果は利用希望月の前月下旬ごろ
郵送で届きます。



▼
自動的に次月の選考へ

希望園や家庭の状況に変更がある場合は
手続きしてください。

転園申込について



●転園手続きは、**5月以降の年度途中にかかる利用申込について受付しています。**
●4月から新しい保育所等に移りたい場合、現在の保育所等を３月末で退所し、改めて新年度の新規利用申込の手続きをしていただくことになります。
●その場合、他の新規申込者と同じ扱いとなりますので、利用調整の結果によっては4月から入所できない場合もありますのでご注意ください。

6.加古川市外の保育所等への利用申込みや加古川市外の方からの申込みについて

加古川市民の方が市外の保育所等を申込む場合

- 希望施設がある市区町村へ問い合せ
  ※提出期限・必要書類・選考基準など
- 申請書を加古川市へ提出
  ※加古川市の様式を使用
- 加古川市が希望園のある市区町村へ利用調整依頼
- 希望施設のある市区町村で利用調整
- 加古川市に調整結果の連絡
- 加古川市から結果をお知らせ
  ※「不承諾通知」は原則、申込初月のみの送付です



入所決定 または 入所保留



※加古川市民の方は
市外園と市内園の併願申込はできません

【加古川市へ提出頂きたい書類】

① 保育児童台帳（P.22~記入例あり）
② 保育を必要とする事由が確認できる添付書類
③ 希望施設のある市区町村が必要としている追加書類
④ ※転出予定の方のみ
　不動産売買契約書 または 賃貸契約書のコピー

⚠注意点⚠

◎加古川市から転出予定の方
・入所決定の可否にかかわらず、転出時に「保育所等利用申込取下げ届出書」を提出してください。
・他市区町村へ転入後、改めて保育所入所担当課にて利用申込が必要です。
◎加古川市在住時に、保育所等に入所していた方は、転出前に「保育所等退所届」の提出が必要です。
◎希望施設のある市区町村へ直接お申込みされる方は、加古川市幼児保育課へ必ず連絡の上、直接お申込みしてください。
◎依頼は郵送で行います。希望施設のある市区町村の締切日に間に合うよう、日数に余裕をもって提出をお願いします。

加古川市外の方が加古川市の保育所等を申込む場合

- 加古川市へ手続き方法（追加書類など）確認
- 申請書を現在住民票のある市区町村へ提出
  ※現在住民票のある市区町村の様式を使用
- 現在住民票のある市区町村から加古川市へ利用調整依頼
- 加古川市で利用調整
- 加古川市から現在住民票のある市区町村へ調整結果連絡
- 現在住民票のある市区町村から結果のお知らせ



入所決定 または 入所保留

【住民票のある市区町村へ提出頂く書類】

① 現在住民票のある市区町村が必要とする書類
② 加古川市が必要とする追加書類
③ ※転入予定の方のみ
　建物の不動産売買契約書（土地のみは不可）
　（契約者名・契約先・転入先住所・引渡し日の記載必須）
　または 賃貸契約書のコピー

7. 利用者負担額（保育料）について

保育料は、利用する児童の年齢と認定区分、保護者の市民税額を合算した金額によって決まります。算定時期は、4月と9月の年2回です。4月は進級による年齢変更、9月は課税年度の変更により算定の見直しを行います。おおよその保育料を確認したい場合は、「市民税・県民税　特別徴収税額の決定通知書」など市民税額が判るものをご用意いただき、次頁の「利用者負担額基準表」にて確認してください。

利用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保育料の算定	令和８年度（令和７年中の収入に基づく）市民税						令和９年度（令和８年中の収入に基づく）市民税					

	保育料	給食費		入所時の諸経費（制服代や文房具代等）毎月・特定月に発生する諸費用（絵本代など）
		主食費（ご飯代）	副食費（おかず代）	
0～2歳児【R6.4.2以降に生まれた児童】	次頁「利用者負担額基準表」に基づき、**保護者の市民税額を合算した金額によって決定します。**（市民税非課税世帯は保育料が0円です。）給食費（主食費・副食費）は保育料に含まれます。			**自己負担**
3～5歳児【R6.4.1以前に生まれた児童】	所得にかかわらず **0円**	**持参** または **徴収** ※保育所等によって提供の有無が異なります。	**徴収** ※免除となる方は、入所決定後に「副食費徴収免除通知書」を送付します。	**自己負担**

※主食の提供の有無に関しては、各保育所等にお問い合わせいただくか、「園詳細」をご覧ください。
※保育所保育料が無償化の対象になるのは満3歳を迎えた次の4月1日からです。
※施設を休んでも、利用者負担額の減額はありません。

◆きょうだい同時入所・利用による多子軽減措置について

同一世帯に幼稚園、認定こども園などの施設に入所または利用している小学校就学前のきょうだいがいる場合、その子どもも含めて年齢の高いほうから1人目、2人目と数え、2人目に該当する場合は保育所等保育料が半額に、3人目からは無償になります。（きょうだいのカウントは、保育料が無償化されても変わりません。）利用施設によって申請の有無が異なりますので、以下にてご確認ください。申請が必要な場合、幼児保育課で「在籍（利用）証明書」（幼児保育課指定の様式）を取得し、各施設にてご記入いただいたものを、幼児保育課へ提出してください。申請は年度ごとに必要です。
証明書の様式は幼児保育課または加古川市HPにあります。

入所している子ども	保育料
1人目保育所	全額
2人目保育所	半額
3人目保育所	無償

申請が**必要**な施設
- 幼稚園 ※施設型給付を受けない幼稚園、国立大学附属幼稚園
- 情緒障害児短期治療施設通所部
- 特別支援学校幼稚部
- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 企業主導型保育施設
- 居宅訪問型児童発達支援

申請が**不要**な施設
- 保育所（認可施設に限る）
- 認定こども園
- 幼稚園 ※教育・保育給付認定を受けて利用する施設

保育料の算定にあたっては、本市で把握している市民税額またはマイナンバーを利用した情報連携により算定します。以下の①～③に該当する方は市民税額が確認できないため別途課税証明書等の提出が必要です。

① 令和８年１月２日以降に加古川市に転入された方
② 市外に住民登録がある方
③ 国外居住者や海外勤務等により令和８年度の市町村民税が日本国内で課税されていない方

※ただし、①②のうち、マイナンバーを利用した情報連携で課税情報が把握できる場合は提出不要です。

◎詳細は入所決定した方に送付する同封文で確認し、期限までに提出してください。

加古川市保育所等利用者負担額基準表

教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額） 満3歳未満保育認定子ども	
			標準時間	短時間
1	生活保護世帯等		0円	0円
2	市町村民税非課税世帯	10	0円	0円
3	市町村民税均等割課税世帯	10	14,000円 (6,500円)	13,000円 (6,000円)
4	市町村民税所得割合算額 1円以上48,600円未満の世帯	10	17,000円 (8,000円)	16,000円 (7,000円)
5	48,600円以上57,700円未満の世帯		23,000円 (8,000円)	22,000円 (7,000円)
	57,700円以上64,700円未満の世帯		23,000円 (8,000円)	22,000円 (7,000円)
6	64,700円以上77,101円未満の世帯		25,000円 (8,000円)	24,000円 (7,000円)
	77,101円以上80,800円未満の世帯		25,000円	24,000円
7	80,800円以上97,000円未満の世帯		27,000円	26,000円
8	97,000円以上121,000円未満の世帯		32,000円	31,000円
9	121,000円以上145,000円未満の世帯		36,000円	35,000円
10	145,000円以上169,000円未満の世帯		40,000円	39,000円
11	169,000円以上301,000円未満の世帯		54,000円	53,000円
12	301,000円以上397,000円未満の世帯		64,000円	62,000円
13	第1階層から第12階層までのいずれにも属さない世帯		74,000円	72,000円

◆満3歳以上教育・保育給付認定子どもの利用者負担額は無償です。（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子どもは除きます。）

注1　上表の利用者負担額は、4月から8月分は令和８年度、9月から翌年3月分は令和９年度の市町村民税額（一部を除く税額控除は適用しません。）を基に算定します。

注2　教育・保育給付認定保護者が属する世帯が次のいずれかに該当し、市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合は、表下段の（　）に掲げる負担額となります。　上表内

(1) ひとり親で満3歳未満保育認定子どもを監護している場合
(2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯
(3) 特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金等の受給者を有する世帯
(4) その他、特に困窮していると市長が認めた世帯

注3　同一世帯から2人以上の子どもが下記の対象施設を利用または入所しており、下記の別表の第1欄に掲げる子どもが保育所等に入所している場合は、第2欄により計算して得た額をその子どもの利用者負担額とします。**※幼児保育課指定様式の「在籍（利用）証明書」の提出が必要な場合があります。**

対象施設	・保育所、情緒障害児短期治療施設（「児童福祉法」に定める） ・認定こども園、家庭的保育事業等 ・幼稚園、特別支援学校幼稚部 ・児童発達支援及び医療型児童発達支援（「児童福祉法」に定める） ・企業主導型保育施設（「児童福祉法」「子ども・子育て支援法」に定める） ・居宅訪問型児童発達支援（「児童福祉法」に定める）

別表	第1欄	第2欄
	ア　上記施設を利用または入所している小学校就学前子ども （該当する子どもが2人以上の場合は、そのうち最年長のもの。）	利用者負担額 基準表に定める額
	イ　上記施設を利用または入所しているア以外の小学校就学前子ども （該当する子どもが2人以上の場合は、そのうち最年長のもの。）	利用者負担額基準表に 定める額に0.5を乗じて得た額
	ウ　上記施設を利用または入所している上記以外の小学校就学前子ども	0円

注4　教育・保育給付認定保護者が属する世帯の市町村民税所得割合算額が57,700円未満であり、特定被監護者等(※)が2人以上いる場合は、注3別表を次のように読み替えて適用します。　上表内

第1欄…ア欄削除、イ欄「特定被監護者等のうち小学校就学前子どもより年長の者が1人のみで、上記施設を利用または入所している小学校就学前子ども」、ウ欄「特定被監護者等のうち小学校就学前子どもより年長の者が2人以上おり、上記施設を利用または入所している小学校就学前子ども」 第2欄…ア欄削除

※特定被監護者等とは、教育・保育給付認定保護者と生計を一にし、教育・保育給付認定保護者に監護される者等のことをいう。

注5　注2に該当する世帯における注4の適用については、注4中「57,700円」とあるのは「77,101円」とし、負担額は別表の規定に関わらず0円とします。

注6　年齢区分は、令和９年3月31日時点の年齢です。　上表内

◆年度途中で誕生日を迎えても、その年度内の利用者負担額の年齢区分は変わりません。

本書は「加古川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める規則」を簡略化して作成しており、言葉の定義などは関係法令・規則の例によります。

8. 加古川市内の認可保育施設について

◆加古川市認可保育所等一覧　　令和８年8月時点

No.	施設区分	施設名	定員	所在地	電話番号（079-）	利用申込可能年齢	保育標準時間 保育短時間	バス送迎	一時預かり
1	地	みどりのどんぐり保育園	12	加古川町篠原町103-5 クレストコート加古川103	441-7700	生後2か月 ～ 2歳児	7:00～18:00 8:30～16:30		○※
2	私	ぽっかぽっかにっけ保育園	78	加古川町本町239-1	426-2345	生後4か月 ～ 就学前(6歳)	7:00～18:00 8:00～16:00		
3	認	加古川こども園	150	加古川町木村196-3	422-2824	生後4か月 ～ 就学前(6歳)	7:00～18:00 8:30～16:30		○
4	市認	かこいろこども園	129	加古川町西河原76-8	441-8850	生後6か月 ～ 就学前(6歳)	7:30～18:30 8:30～16:30		
5	地	松本会ひまわり保育園	地域枠 5	加古川町粟津234-7 セラサス加古川1階のC	424-0333	生後6か月 ～ 2歳児	7:30～18:30 8:00～16:00		
6	地	ありす保育園粟津園	11	加古川町粟津810-6	441-8186	生後6か月 ～ 2歳児	7:00～18:00 8:30～16:30		○※
7	認	ルナキューピットこども園	80	加古川町南備後67-1	453-4700	生後5か月 ～ 就学前(6歳)	7:00～18:00 8:30～16:30		
8	私	第2はとのさと保育園	90	加古川町南備後317	423-2810	生後2か月 ～ 就学前(6歳)	7:00～18:00 8:30～16:30		○
9	私	はとのさと保育園	110	加古川町南備後319	421-3947	生後2か月 ～ 就学前(6歳)	7:00～18:00 8:30～16:30		○
10	私	日岡保育園	140	加古川町大野443-3	424-6198	生後6か月 ～ 就学前(6歳)	7:00～18:00 8:00～16:00		○
11	認	ちいろば保育園	74	加古川町大野862	423-1109	生後3か月 ～ 就学前(6歳)	7:00～18:00 8:30～16:30		○
12	地	のぞみ保育園	12	加古川町中津610-2	451-6030	生後4か月 ～ 2歳児	7:00～18:00 8:00～16:00		
13	認	あおば保育園	60	加古川町河原228-1	454-1230	生後6か月 ～ 就学前(6歳)	7:00～18:00 8:30～16:30		○
14	地	加古川しらさぎ保育園	19	加古川町河原240-1	451-7129	生後4か月 ～ 2歳児	7:00～18:00 8:00～16:00		
15	私	願成寺保育園	224	加古川町河原430-1	424-5036	生後5か月 ～ 就学前(6歳)	7:00～18:00 8:30～16:30		
16	認	加古川ひまわり保育園	60	加古川町溝之口754	420-5488	生後2か月 ～ 就学前(6歳)	7:00～18:00 8:00～16:00		○
17	地	チャイルドハート保育サロン 加古川園	地域枠 16	加古川町溝之口73-9 Kコンプレックスビル1F	422-0830	生後2か月 ～ 2歳児	7:00～18:00 8:30～16:30		
18	地	虹のそら保育園	19	加古川町平野24-1 加古川ｸﾞﾘｰﾝｼﾃｨA棟1階101号室	456-8088	生後4か月 ～ 2歳児	7:00～18:00 8:30～16:30		○
19	認	みのりヶ丘保育園	255	加古川町美乃利164-4	423-4150	生後2か月 ～ 就学前(6歳)	7:00～18:00 9:00～17:00		○
20	認	加古のみやこども園	120	神野町西条481	438-6422	生後4か月 ～ 就学前(6歳)	7:00～18:00 8:00～16:00		○
21	認	あかり保育園	350	山手1丁目19-5	438-3333	生後2か月 ～ 就学前(6歳)	7:00～18:00 8:30～16:30	○	○
22	認	駅前あかり保育園（分園）	35	加古川町溝之口555-3	454-7788	生後2か月 ～ 2歳児	7:00～18:00 8:30～16:30		○
23	私	加古川エンゼル保育園	45	野口町長砂245-1	425-1025	生後4か月 ～ 就学前(6歳)	7:00～18:00 8:00～16:00		
24	地	第2かくりん保育園	19	野口町良野841-1	490-5211	生後2か月 ～ 2歳児	7:00～18:00 8:00～16:00		○※
25	地	ありす保育園野口園	19	野口町長砂997-3	439-9423	生後4か月 ～ 2歳児	7:00～18:00 8:30～16:30		○※
26	地	ヤクルトキッズスクール 加古川つばめ保育園	地域枠 6	野口町長砂627-1	490-5435	生後6か月 ～ 2歳児	7:00～18:00 8:30～16:30		○※
27	市認	野口こども園	110	野口町水足2020-155	422-3495	生後6か月 ～ 就学前(6歳)	7:30～18:30 8:30～16:30		
28	認	あいあい保育園 ★令和9年4月認定こども園化予定	74	野口町北野41-1	427-8899	生後4か月 ～ 就学前(6歳)	7:00～18:00 8:00～16:00		○
29	認	孔雀こども園	90	野口町北野161	424-2077	生後6か月 ～ 就学前(6歳)	7:00～18:00 8:30～16:30		○
30	地	つみき保育園	12	野口町北野850-8	454-0697	生後4か月 ～ 2歳児	7:00～18:00 8:00～16:00		○※
31	地	孔雀ちっちゃな保育園	18	野口町北野1154-17	424-2135	生後6か月 ～ 2歳児	7:00～18:00 8:30～16:30		
32	地	ルホソルキッズ	15	野口町北野1154-17	451-7565	生後6か月 ～ 2歳児	7:00～18:00 8:30～16:30		
33	認	トベラこども園	125	平岡町高畑621-3	426-3050	生後4か月 ～ 就学前(6歳)	7:00～18:00 8:00～16:00		
34	地	ひなたぼっこ	地域枠 5	平岡町土山423-3	(078) 941-6500	生後2か月 ～ 2歳児	7:00～18:00 8:30～16:30		○※
35	認	エミールこども園	108	平岡町土山472-1	(078) 943-7745	生後4か月 ～ 就学前(6歳)	7:00～18:00 8:00～16:00		○
36	認	せきれい保育園	105	平岡町土山1163	(078) 943-9429	生後4か月 ～ 就学前(6歳)	7:00～18:00 8:00～16:00	△	
37	認	せきれい保育園（分園）	20	平岡町土山1200-1	(078) 778-4275	生後4か月 ～ 1歳児	7:00～18:00 8:00～16:00	△	
38	認	ピュアキューピットこども園	70	平岡町山之上32	420-3005	生後5か月 ～ 就学前(6歳)	7:00～18:00 8:30～16:30		
39	認	ピュアキッズこども園	90	平岡町山之上115-1	453-6060	生後5か月 ～ 就学前(6歳)	7:00～18:00 8:30～16:30		

【施設区分について】
市 …公立保育所 ／ 市認…公立認定こども園 ／ 私 …私立保育所
認 …私立認定こども園 ／ 地 …地域型保育事業所

網掛けしている保育所等は、
3歳児(せきれい(分園)のみ2歳児)から
連携施設・本園に変わります

No.	施設区分	施設名	定員	所在地	電話番号(079-)	利用申込可能年齢	保育標準時間 保育短時間	バス送迎	一時預かり
40	認	子供のお里	130	平岡町山之上283-1	424-1656	1歳児 ～ 就学前(6歳)	7:00～18:00 8:00～16:00		
41	地	コスモチャイルド保育園 東加古川園	19	平岡町二俣642-1 昭和ハイム南芳1F	441-9307	生後6か月 ～ 2歳児	7:00～18:00 8:30～16:30		
42	地	ヤクルトキッズスクール 東加古川さくら保育園	地域枠5	平岡町二俣757-3	441-7841	生後6か月 ～ 2歳児	7:00～18:00 8:30～16:30		○※
43	認	兵庫大学附属加古川幼稚園	49	平岡町新在家2301	423-0756	1歳児 ～ 就学前(6歳)	7:00～18:00 9:00～17:00	○	
44	認	東加古川保育園	180	平岡町新在家184-1	426-1212	生後6か月 ～ 就学前(6歳)	7:00～18:00 8:30～16:30		
45	地	チャイルドハート保育サロン 東加古川園	地域枠16	平岡町新在家2丁目264-18 3F	422-0461	生後2か月 ～ 2歳児	7:00～18:00 8:30～16:30		
46	地	ぬくもりのおうち保育 東加古川園	12	平岡町新在家2丁目270-11 ラ・ブローテ東加古川101号	490-3776	生後6か月 ～ 2歳児	7:30～18:30 9:00～17:00		
47	地	星鈴東加古川保育園	18	平岡町新在家2丁目273-6 グレースアカマツ104	451-5211	生後4か月 ～ 2歳児	7:00～18:00 8:30～16:30		○※
48	認	平岡南保育園	120	平岡町一色東2丁目57	437-1770	生後6か月 ～ 就学前(6歳)	7:00～18:00 8:30～16:30		
49	地	つくし保育園	19	平岡町つつじ野2-17	451-7123	生後4か月 ～ 2歳児	7:00～18:00 8:30～16:30		○※
50	認	つつじ野保育園	80	平岡町つつじ野3-1	421-4188	生後6か月 ～ 就学前(6歳)	7:00～18:00 8:30～16:30		
51	地	あおい保育園	12	尾上町養田648-1	490-3741	生後6か月 ～ 2歳児	7:00～18:00 8:00～16:00		
52	市	浜の宮保育園	165	尾上町池田89-1	421-7710	生後6か月 ～ 就学前(6歳)	7:30～18:30 8:30～16:30		
53	認	光(きらり)認定こども園	70	尾上町池田830-201	456-0177	生後2か月 ～ 就学前(6歳)	7:00～18:00 8:30～16:30		○
54	私	第1かくりん保育園	70	尾上町安田872	427-8791	生後2か月 ～ 就学前(6歳)	7:00～18:00 8:00～16:00		○
55	地	えみか保育園	12	尾上町口里445-5	440-1558	生後4か月 ～ 2歳児	7:00～18:00 8:30～16:30		○※
56	私	平岡保育園	50	別府町別府641	441-8683	生後6か月 ～ 就学前(6歳)	7:00～18:00 8:00～16:00		
57	認	加古のうみこども園	200	別府町中島町7	435-4056	生後4か月 ～ 就学前(6歳)	7:00～18:00 8:00～16:00		○
58	私	ポポラー加古川別府園	63	別府町本町1丁目16	430-6060	生後2か月 ～ 就学前(6歳)	7:30～18:30 8:00～16:00		
59	認	おりーぶ保育園	125	別府町新野辺1238	441-4411	生後6か月 ～ 就学前(6歳)	7:00～18:00 9:00～17:00		○
60	私	第5かくりん保育園	70	別府町新野辺北町5丁目95	437-4750	生後3か月 ～ 就学前(6歳)	7:00～18:00 8:00～16:00		○
61	私	プリスクールべふ保育園	69	別府町新野辺北町7丁目98	440-3789	生後6か月 ～ 就学前(6歳)	7:30～18:30 8:30～16:30		
62	認	やはたこども園	80	八幡町下村1024-2	438-0309	生後6か月 ～ 就学前(6歳)	7:00～18:00 8:00～16:00		○
63	認	みどりの森こども園	60	平荘町西山254-4	428-1812	生後2か月 ～ 就学前(6歳)	7:00～18:00 8:30～16:30		○
64	認	都台こども園	120	上荘町都染314-1	428-3188	生後4か月 ～ 就学前(6歳)	7:00～18:00 8:00～16:00	○	○
65	地	都台にこにこ園	12	上荘町都台3丁目13-8	439-2431	生後4か月 ～ 2歳児	7:00～18:00 8:00～16:00	○	
66	市認	東神吉こども園	60	東神吉町神吉162-1	432-3972	生後6か月 ～ 就学前(6歳)	7:30～18:30 8:30～16:30		
67	認	おおぞら保育園	150	東神吉町天下原715-12	432-9800	生後6か月 ～ 就学前(6歳)	7:00～18:00 8:00～16:00	○	
68	認	とうばんの森こども園	150	東神吉町出河原551	432-8511	生後2か月 ～ 就学前(6歳)	7:00～18:00 9:00～17:00	○	○
69	私	宝殿保育園	60	東神吉町西井ノ口794-4	431-4254	生後6か月 ～ 就学前(6歳)	7:00～18:00 8:00～16:00		○
70	認	西神吉認定こども園	112	西神吉町大国675-2	432-0891	生後3か月 ～ 就学前(6歳)	7:00～18:00 8:30～16:30		○
71	市認	川西こども園	70	米田町平津108	432-5070	生後6か月 ～ 就学前(6歳)	7:30～18:30 8:30～16:30		
72	市認	しかたこども園	60	志方町志方町1721	452-5900	生後6か月 ～ 就学前(6歳)	7:30～18:30 8:30～16:30	○	
73	認	ゆき保育園	80	志方町投松182	452-3613	生後3か月 ～ 就学前(6歳)	7:00～18:00 9:00～17:00		○

※・・・利用定員や受入れに余裕がある範囲内で一時預かりを実施する

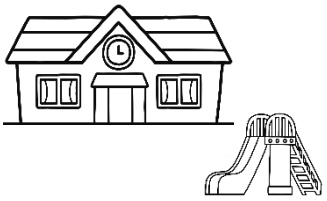
●送迎バスの利用を希望される場合は、事前に運行ルート・発着の時間・利用料金・利用可能な年齢等を各保育施設に確認してください。

●一時預かりを利用される場合は、事前に利用可能な年齢・保育時間・利用料金等について各保育施設に直接お問い合わせください。
☆第2はとのさと保育園の一時預かりは専用ダイヤル(079)423-2817☆

●せきれい保育園、せきれい保育園(分園)の送迎バスは、令和9年度末をもって終了予定です。原則として新規受付はありません。

9. 保育所等見学のポイント

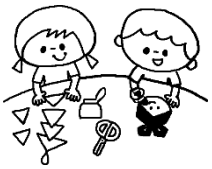
よい保育施設の選び方 十か条
（厚生労働省 HP より）



一、 まずは情報収集を
- ・市区町村の保育担当課で、情報の収集や相談をしましょう

二、 事前に見学を
- ・決める前に必ず施設を見学しましょう

三、 見た目だけで決めないで
- ・キャッチフレーズ、建物の外観や壁紙がきれい、保育料が安いなど、見た目だけで決めるのはやめましょう



四、 部屋の中まで入って見て
- ・見学のときは、必ず、子どもたちがいる保育室の中まで入らせてもらいましょう

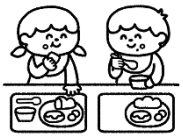
五、 子どもたちの様子を見て
- ・子どもたちの表情がいきいきとしているか、見てみましょう

六、 保育する人の様子を見て
- ・保育する人の数が十分か、聞いてみましょう
- ・保育士の資格を持つ人がいるか、聞いてみましょう
- ・保育する人が笑顔で子どもたちに接しているか、見てみましょう
- ・保育する人の中には経験豊かな人もいるか、見てみましょう





七、 施設の様子を見て
- ・赤ちゃんが静かに眠れる場所があるか、また、子どもが動き回れる十分な広さがあるか、見てみましょう
- ・遊び道具がそろっているかを見て、また、外遊びをしているか聞いてみましょう
- ・陽あたりや風とおしがよいか、また、清潔か、見てみましょう
- ・災害のときのための避難口や避難階段があるか、見てみましょう



八、 保育の方針を聞いて
- ・園長や保育する人から、保育の考え方や内容について、聞いてみましょう
- ・どんな給食が出されているか、聞いてみましょう
- ・連絡帳などでの家庭との連絡や参観の機会などがあるか、聞いてみましょう



九、 預けはじめてからもチェックを
- ・預けはじめてからも、折にふれて、保育のしかたや子どもの様子を見てみましょう

十、 不満や疑問は率直に
- ・不満や疑問があったら、すぐに相談してみましょう、誠実に対応してくれるでしょうか

☆その他
- ・アレルギーや病気の時の対応
- ・自宅からの距離
- ・登園経路
- ・駐車場や駐輪場の有無
- ・第一印象
- ・延長保育や土曜保育の利用について
- ・災害発生、気象警報発令時の対応
- ・保育料以外にかかる費用

事前に保育所等へお電話のうえ、
見学に行ってください。

※見学・入園説明会の案内を保育所等の
ホームページで公開している園も
ありますので、ホームページも
ご確認ください。

10. 私立認定こども園 幼稚園部について

◆私立認定こども園 幼稚園部一覧　　令和８年８月時点

No.	施 設 名	所 在 地	電話番号（079-）	保育時間
1	加古川こども園	加古川町木村196−3	422−2824	9:00～14:00
2	ルナキューピットこども園	加古川町南備後67−1	453−4700	9:00～14:00
3	ちいろば保育園	加古川町大野862	423−1109	9:00～14:00
4	あおば保育園	加古川町河原228−1	454−1230	9:00～14:30
5	加古川ひまわり保育園	加古川町溝之口754	420−5488	9:00～14:00
6	みのりヶ丘保育園	加古川町美乃利164−4	423−4150	9:00～14:00
7	加古のみやこども園	神野町西条481	438−6422	9:00～14:00
8	あかり保育園	山手1丁目19−5	438−3333	9:00～14:30
9	あいあい保育園 ★令和９年４月認定こども園化予定	野口町北野 41-1	427-8899	9:00～14:00
10	孔雀こども園	野口町北野161	424−2077	9:00～14:30
11	トベラこども園	平岡町高畑621−3	426−3050	9:00～13:00
12	エミールこども園	平岡町土山472−1	(078)943−7745	9:00～14:30
13	せきれい保育園	平岡町土山1163	(078)943−9429	9:00～15:00
14	ピュアキューピットこども園	平岡町山之上32	420−3005	9:00～14:00
15	ピュアキッズこども園	平岡町山之上115−1	453−6060	9:00～14:00
16	子供のお里	平岡町山之上283−1	424−1656	9:00～14:45
17	兵庫大学附属加古川幼稚園	平岡町新在家 2301	423-0756	9:00～14:30
18	東加古川保育園	平岡町新在家184−1	426−1212	9:00～13:00
19	平岡南保育園	平岡町一色東2丁目57	437−1770	9:00～13:00
20	つつじ野保育園	平岡町つつじ野3−1	421−4188	9:00～13:00
21	光（きらり）認定こども園	尾上町池田830−201	456−0177	9:00～13:00
22	加古のうみこども園	別府町中島町7	435−4056	9:00～14:00
23	おりーぶ保育園	別府町新野辺1238	441−4411	9:00～14:00
24	やはたこども園	八幡町下村1024−2	438−0309	9:00～14:30
25	みどりの森こども園	平荘町西山254−4	428−1812	8:30～13:30
26	都台こども園	上荘町都染314−1	428−3188	8:30～14:00
27	おおぞら保育園	東神吉町天下原715−12	432−9800	9:30～15:30
28	とうばんの森こども園	東神吉町出河原551	432−8511	9:30～15:00
29	西神吉認定こども園	西神吉町大国675−2	432−0891	9:00～15:30
30	ゆき保育園	志方町投松182	452−3613	9:00～14:00

※申込み・利用時間・定員・その他質問については各園に直接お問い合わせください。

11. 一時預かりについて

一時預かりとは、下記の表のように、一時的に家庭での保育が困難となる場合に児童をお預かりする制度です。

一時預かり実施保育所等については P.13～14の「加古川市認可保育所等一覧」をご覧いただき、利用についての詳細は各保育所等に直接お問い合わせください。

保育型	理由	保育日
非定型保育	週3回程度の仕事・習い事・学校通学（各種専門学校等）などのため	平均週3日まで
緊急保育	保護者の方などが、入院・看護などのため	最長1カ月以内
私的理由保育	リフレッシュなどのため	月 2～3 回まで

※保育日は目安です。これ以上の利用を制限するものではありません。

◆利用について

利用できる児童	利用可能年齢については、各保育所等にお問い合わせください。
保育時間	月曜日から土曜日の午前8:00～午後5:00の間 （実施時間は 各保育所等によって異なります。）
保育費用	各保育所等で徴収します。保育費用と別に、給食・おやつの費用が必要です。 （※一時預かり保育料は無償化される場合もあります。詳細は幼児保育課にお問い合わせください。）
申込みに必要なもの	園に直接お問い合わせください。

※保育施設の空き状況等により必ずしもお預かりできるわけではありません。
空き状況については各保育施設へお問い合わせください。

12. 幼児教育・保育の無償化について

◇ 施設等利用給付認定のみなし認定について ◇

クラス年齢が 3～5 歳の方は（0～2 歳については非課税世帯のみ）保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）を受けると、認可外保育施設や一時預かり事業等の利用費が無償化されます。認可保育所等の利用申込をされた方については、既に保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）を受けているため、教育・保育給付認定の有効期間中は、施設等利用給付認定についても認定されたとみなすことができる場合があります。

無償化対象の施設またはサービスの利用を希望される場合は、必ず施設利用開始前にお電話または窓口にてお問い合わせください。



無償化に関する詳細な情報については、加古川市ホームページ「幼児教育・保育の無償化について」をご覧ください。



13. こども誰でも通園制度について

こども誰でも通園制度とは、普段、保育所等に通っていない家庭のこどもを対象に集団生活の機会を通じたこどもの成長を促す制度です。

◆利用について

利用できる児童	以下のすべてに該当するお子さま ① 加古川市内在住 ② 利用日時点で０歳６か月～満３歳未満（3 歳の誕生日の前々日） ③ 保育所・認定こども園・地域型保育事業（小規模保育・事業所内保育・家庭的保育）・企業主導型保育施設に在籍していない
利用時間	こども１人あたり、月 10 時間まで

◆利用の流れ

〈つうえんポータル〉

① 利用申請

こども誰でも通園制度総合支援システム（つうえんポータル）から申請してください。
資格確認後、「アカウント発行のお知らせ」メールが届きます。
メールの指示に従い、ログインしてください。
※「こども誰でも通園制度総合支援システム」は、こども家庭庁が運用するこども誰でも通園制度への利用予約等を行うシステムです（以下、つうえんポータル）。
※申請から利用者アカウントが発行されるまで、１週間～2 週間程度かかります。利用まで余裕をもってお手続きください。
※つうえんポータルには「こども誰でも通園制度」の紹介動画もございます。ぜひご覧ください。
※各種変更・児童の追加・認定消滅については加古川オンライン申請システムから申請してください。

〈加古川市 子育てサイト〉

② 事前面談

つうえんポータルでご希望の施設を検索し、初回面談を予約してください。
施設から日程調整の連絡がありますので、お子様と一緒に面談を受けてください。
※面談の実施後に、利用予約ができるようになります。

③ 利用予約

つうえんポータルで利用の予約をしてください。
予約が確定したら、施設よりメールが届きます。



④ 利　　用

つうえんポータルで施設が提示する2次元コードを読み取り、登降園の登録をしてください。



施設によって受け入れ枠や、開所時間・利用方法が異なります。
加古川市ホームページに掲載している施設一覧をご確認ください。

14. 病児保育について

児童が病気などで、家庭における保育や集団保育が困難なときに、保育所等にかわって、その児童を一時的にお預かりします。利用方法など詳しくは各施設へ直接お問い合わせください。

対象児童	生後6か月から小学6年生までの児童
利用できる保育施設	**☆病児保育室アインス** 加古川町美乃利465−1（079−423−2567） ※電話は「あだちこども診療所」につながります。 月曜日から金曜日まで（8:30～18:00） **☆こばやし小児科　病児保育室「すくすくひろば」** 高砂市米田町塩市82−6（079−434−2288） ※電話は「こばやし小児科」につながります。 月曜日から金曜日まで（8:00～18:00） **☆山名クリニック　病児保育室「だっこ」** 高砂市伊保崎南9−8（079−448−1313） ※電話は「山名クリニック」につながります。 月曜日から金曜日まで（8:00～18:00） **☆おひさまこどものクリニック　病児保育室「ひなたぼっこ」** 加古郡播磨町野添 1650−3　2階（078-939-6022） ※電話は「ひなたぼっこ」につながります。 月曜日から金曜日まで（8:45～18:00）
利用できる保育施設 **利用料**	【登録料金】　初回 2,000 円 【利用料金】　2,000 円/日 （病児保育室アインス：加古川・高砂市・播磨町在住の方の場合） （病児保育室「すくすくひろば」「だっこ」：加古川市・高砂市在住の方の場合。） （病児保育室「ひなたぼっこ」：加古川市・播磨町在住の方の場合） ※所得により減免あり。 食事・おやつ代が別途かかります。 その他、当日の診察料や別途使用した物品代がかかります。
申込み・ **問い合わせ先**	事前に利用登録が必要です。 利用を希望される方は、各施設へ直接お問い合わせください。 申請に必要な書類は、各施設のホームページからダウンロードできます。



15. 施設区分とクラス年齢について

◆加古川市内の認可保育施設について

施設区分	保育所	認定こども園		地域型保育事業所
		幼稚園部分（1号）	保育所部分（2･3号）	
施設の概要	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設		少人数の単位（19 人以下）で、0歳児～2歳児の子どもを保育する施設
対象児童（施設により受入年齢が異なる場合があります。詳しくは P.13～14 をご覧ください。）	保護者の就労などの理由により、家庭での保育ができない 0歳児～5歳児	満3歳～5歳児	保育所と同じ	保護者の就労などの理由により、家庭での保育ができない 0歳児～2歳児 ※3歳児からは連携施設への優先入所が可能
保育の必要性	あり	なし	あり	あり
入所の申込み・決定	加古川市	各施設	加古川市	加古川市
保育時間	最大11時間	園により異なる	保育所と同じ	保育所と同じ
給食	あり 3歳児以降の主食（ご飯）の提供・持参などは保育所等によって異なる	保育所と同じ		あり
長期休暇（夏休み等）	なし	あり	なし	なし
保育料の決定（P.11～12）	加古川市		加古川市	加古川市
保育料の徴収	加古川市		各施設（公立は加古川市）	各施設

※連携施設の受入枠には上限があるため、連携施設が複数園設定されている場合は、希望の施設への優先入所ができないことがありますのでご注意ください。

※加古川市外の保育所等は連携施設の有無や給食の実施日数等異なる場合がありますので希望する保育所等にご確認ください。

◆クラス年齢　（年度途中で誕生日を迎えても、クラス年齢は変わりません）

R9 年度利用の場合のクラス年齢	児童の生年月日			保育料無償化の対象
0歳児	R8.4.2（2026.4.2）	～		非課税世帯のみ
1歳児	R7.4.2（2025.4.2）	～	R8.4.1（2026.4.1）	
2歳児	R6.4.2（2024.4.2）	～	R7.4.1（2025.4.1）	
3歳児	R5.4.2（2023.4.2）	～	R6.4.1（2024.4.1）	所得にかかわらず全員
4歳児	R4.4.2（2022.4.2）	～	R5.4.1（2023.4.1）	
5歳児	R3.4.2（2021.4.2）	～	R4.4.1（2022.4.1）	



保育料に関する詳細は P.11～12 をご覧ください

申込書類　書き方ガイド

1. 令和9年度事業所利用（調整）申込書
（兼）保育児童台帳（表面）

① 申請児童1人につき申込書が1枚ずつ必要です。
・きょうだい同時申込の場合は、申請児童の人数分、申込書をご準備ください。

② 保護者、申請に係る子ども、同居親族に関する内容を記入してください。
・同居親族に障がいがある場合は「障がいの有無」欄にチェックしてください。
※有の場合、障害者手帳等のコピーを添付してください。
・世帯構成の記入欄右端「備考」にはその他の特記事項がある場合、単身赴任等をされている方は居住地（市区町村名で可）を記入してください。
・妊娠している方は、「妊娠している」にチェックし、出産予定日を記入し、育児休業の取得の有無についてチェックしてください。
出産後の育児休業の取得の有無によって手続きが異なるため、事前に幼児保育課にご連絡をお願いします。
※申込後に妊娠が分かった場合も、必ず幼児保育課に申し出てください。

③ 世帯の状況に関する内容を記入してください。
・「令和8年1月1日及び令和9年1月1日時点の住民登録地」欄にチェックしてください。
※住民登録地欄で他市区町村にチェックされる場合、個人番号（マイナンバー）を記入してください。
・生活保護の適用がある場合のみ「生活保護の適用」欄にチェックしてください。

④ 利用希望保育所等を記入してください。
・最大で5つまで希望保育所等を記入することができます。（市内園を希望される場合）
※記入されている希望保育所等でのみ、利用調整を行います。
・見学に行った園については、「見学済」にチェックしてください。
・本園と分園は分けて記入してください。
・各園の申込み可能年齢にご注意ください。利用希望月1日時点の月齢でご検討ください。
（詳細はP.13～14をご確認ください。）
・市内の保育所等と加古川市外の保育所等の併願はできません。
・加古川市外の保育所等を希望される場合は、市外保育所等の所在する市区町村名もあわせて記入してください。
→【例】：土山保育所（明石市）
・入所決定を辞退された場合、次回調整から減点となり利用調整で不利になります。（利用希望月が属する年度内に限る。）
・送迎方法は希望保育所等ごとで異なる場合でも、考えられる全ての方法にチェックしてください。

⑤ 利用希望時間は標準時間・短時間のどちらかにチェックしてください。
・利用希望時間（保育必要量）は保育を必要とする事由ごとに決まっており、状況によってご希望に添えないことがあります。
（詳細はP.3～4をご確認ください。）

⑥ 利用を希望する期間は、原則、月初日からとなります。

⑦ 個人番号（マイナンバー）について
・個人番号を記入いただいた場合、マイナンバーによる情報連携により障害者手帳（身体障害者手帳、精神障害者手帳）のコピーや、所得・課税証明書の提出を省略できる場合があります。
※療育手帳の受給を確認できる書類は省略できません。
・記入した場合、個人番号、申請者の本人確認ができる書類を添付してください。
・DV等の支援措置を受けている方で、マイナンバーを利用した情報連携を希望されない方は、必ず利用不可にチェックしてください。
・番号確認及び本人確認方法については、以下をご確認ください。

【加古川市ホームページ 掲載場所】
ホーム ＞行政・くらし＞組織から探す ＞企画部 ＞デジタル改革推進課＞マイナンバー（社会保障・税番号）制度について
＞マイナンバー（個人番号）を提供する際の番号確認及び本人確認に必要な書類について（こちらからもご確認いただけます。→）

子どものための教育・保育給付認定申請書(兼)
令和9年度事業所利用(調整)申込書(兼)保育児童台帳 ①

市受付印

加古川市長 様

次のとおり、子どものための教育・保育給付認定申請及び教育・保育の事業所利用(調整)を申込みます。

申請日	令和 8 年 11 月 1 日	※市使用欄	保護者宛名コード	児童宛名コード

② 申請者(保護者)	住所	〒 加古川市 999-9999 加古川町北在家2000番地		電話	(自宅) 079-421-2000
	氏名	加古川 一郎	生年月日 昭・平(平) 5 年 10 月 10 日		(父携帯) 090-9999-999A
					(母携帯) 090-9999-999B

② 申請に係る子ども	氏名	令和9年3月31日時点	生年月日	保護者との続柄	障がいの有無 ☑有の場合、障害者手帳等のコピーを添付	個人番号(マイナンバー) 備考
	ふりがな かこがわ じろう 加古川 次郎	3 歳	令和 5 年 8 月 20 日	子	□有	⑦

② 世帯構成(申請に係る子どもを除く)	氏名	子どもとの続柄	生年月日	職業・学校等	障がいの有無 ☑有の場合、障害者手帳等のコピーを添付	個人番号(マイナンバー) 備考
	ふりがな かこがわ いちろう 加古川 一郎	父	昭・平(平) 5 年 10 月 20 日	会社員	□有	○×市 単身赴任中
	ふりがな かこがわ はなこ 加古川 花子	母	昭・平(平) 8 年 5 月 10 日	パート	□有	
	ふりがな かこがわ たろう 加古川 太郎	兄	大・昭・平・令(令) 3 年 9 月 1 日	○○幼稚園	□有	
	ふりがな かこがわ さぶろう 加古川 三郎	弟	大・昭・平・令(令) 7 年 6 月 15 日		□有	
	ふりがな ひょうご けんた 兵庫 健太	祖父	大・昭(昭)・平・令 38 年 11 月 29 日	自営業	☑有	
	ふりがな はりま いくえ 播磨 いくえ	曾祖母	大・昭(昭)・平・令 13 年 8 月 26 日	無職	□有	

② 母の状況	□ 妊娠している (出産予定日 ／)	② 出産後の状況	育児休業を □ 取得予定である □ 取得予定はない

③ 住民登録地		令和8年1月1日時点	令和9年1月1日時点
	父	□加古川市 ☑他市区町村(○× 市区町村)※	□加古川市 ☑他市区町村(○× 市区町村)※
	母	☑加古川市 □他市区町村(市区町村)※	☑加古川市 □他市区町村(市区町村)※

※住民登録地欄で他市区町村に☑をいれている方は、住民登録地のあった市区町村名を記入してください。保育所等の利用が決定した場合は、個人番号(マイナンバー)での情報連携にて保育料の算定に必要な課税情報の照会を行います(確認できない場合は所得・課税証明書の提出を依頼します。)。

◆DV等の支援措置を受けている方の個人番号(マイナンバー)での情報連携について
令和8年1月2日以降に加古川市に転入した方のうち、DV等の支援措置を受けている方でマイナンバーを利用した情報連携を希望されない方は、利用不可に☑をいれてください。(情報連携を行った履歴により居所が判明する恐れがあるため。)

⑦ □ 利用不可 (保育所等の利用が決定した場合、所得・課税証明書の提出が必要です。)

③ 特別児童扶養手当について (該当される場合のみ記入) 児童扶養手当とは異なります。	□ 受給している(年 月 日開始) □ 受給していないが認定は受けている(年 月 日開始)

④ 利用希望保育所等 (市内園希望の場合は最大5園まで)	※市内園と市外園を併願することはできません。 ※市外園を利用希望の方は、希望できる保育所等の上限を確認のうえ、希望園を記入してください。また、希望園の所在する市区町村名を記入してください。		
第 1 希望	○○保育園	☑見学済	(市区)
第 2 希望	△△認定こども園	☑見学済	(市区)
第 3 希望	○○保育園 分園	☑見学済	(市区)
第 4 希望	◆◆保育園	☑見学済	(市区)
第 5 希望	☆☆認定こども園	☑見学済	(市区)

④ 送迎方法 ※複数選択可	☑ 徒歩 ☑ 自転車 ☑ 車 □ バス □ 電車 □ その他( )

③ 生活保護の適用 (適用されている場合のみ記入)	□ 有 (年 月 日開始)
⑤ 利用希望時間 (状況によってご希望に添えないことがあります。)	☑ 標準時間 □ 短時間 ※保護者のいずれかが「求職活動」事由の場合は短時間しか選択できません
利用決定園 (幼稚園、幼稚園部利用者のみ)	幼稚園部 幼稚園
⑥ 利用を希望する期間 (保育所等入所の場合は、月初日入所です。)	令和 9 年 4 月 1 日 ～

(注)入所決定を辞退された場合、**以降の利用調整で減点され不利になります**ので、利用希望保育所等には通園可能な園のみ選択してください。

※市使用欄

年度	住基		書類		点数		帯		認定		スキャン		帯入力		入力		認定		決定		契約	
							OK	NG	要	不要												

①階層	金額(1/2 0/10 幼)	①入力	②階層	金額(1/2 0/10 幼)	②入力	③階層	金額(1/2 0/10 幼)	③入力
		／			／			／

1. 令和9年度事業所利用（調整）申込書
（兼）保育児童台帳（裏面）

⑧ 児童氏名

・申請に係る子どもの名前を記入してください。

⑨ 申請に係る子どもの状況

・アレルギーや除去食について記入してください。できる範囲で対応しますが、対応が難しい場合は、家からお弁当をお持ちいただく場合もありますので、事前に希望する全ての保育所等にお問い合わせください。

・大きな病気がある場合、できるだけ詳しく記入してください。

・個別対応が必要な場合、保育所等によっては受入れができない可能性があります。利用調整までに希望保育所等の見学を行い、利用を希望するすべての保育所等に確認をお願いします。
入所決定後に対応が困難であることが判明した場合、入所決定を取り消すことがあります。

・原則、保育所等での与薬はできません。

⑩ 祖父母の状況等

・氏名、年齢と就労、障がいの有無を記入してください。

・祖父母の同居、別居について記入してください。世帯が分離していても住所が同一である場合は、同居とみなします。

※同居・同住所に住んでいる65歳未満（令和9年3月31日時点）の祖父母はそれぞれについて、就労証明書等の添付書類が必要です。
提出が無い場合は利用調整時に減点となります。

・別居の場合、住所を記入してください。

・祖父母が「死別」「離別」等で存在しない場合は氏名欄に記入してください。

・緊急連絡先には父母以外で連絡が取れる連絡先を記入してください。

⑪ きょうだいで同時に申し込む場合

・利用調整時において、希望保育所等の優先順位に影響します。よくご検討のうえ選択してください。

・就労予定や育児休業からの復職を理由に申込みされる方は、きょうだいのうち1人でも入所決定した場合、就労開始又は育児休業からの復職を原則当月中にする必要があります。

※育児休業からの復職日については、事前に保護者と就労先で協議し、双方の合意を得る必要があります。

注 意 点

・保育を必要とする事由（状況）や申請に係る子どもの状況に変更があったときは、すぐに幼児保育課までご連絡ください。必要な手続きが行われない場合、入所取消や退所となることがあります。

・記入漏れや添付書類不足があると、利用調整ができないことや不利になることがあります。提出前にもう一度、ご確認ください。

※マイナポータルでの利用申込みも可能です。マイナポータルの利用には、マイナンバーカード等が必要です。詳しくは幼児保育課までお問い合わせください。

※裏面は、保育所・認定こども園（保育園部）等の利用を希望する方のみ記入してください。

児童氏名	⑧ 加古川　次郎

⑨ 申請に係る子どもの状況

現在の保育状況	本人	☑ 家庭（内・外）で（母）が保育している ☐（施設種別：認可・認可外・企業主導型・不明）（　　）保育園・幼稚園に在籍中
	就学前きょうだい	☐ 家庭（内・外）で（　　）が保育している ☑（施設種別：認可・認可外・企業主導型・不明）（○○）保育園・幼稚園に在籍中
身体状況	目は	☑ 見える　☐ 見えづらい　☐ めがね使用　☐ 不明
	耳は	☑ 聞こえる　☐ 聞こえづらい　☐ 補聴器使用　☐ 不明
	ひきつけ	☑ ない　☐ ある（月に／週に　　回くらい）
	常用薬の服用	☐ ない　☑ ある（薬名：モンテルカスト　）☐ 朝　☐ 昼　☑ 夜　※服用時間帯すべてに☑をいれてください。
	アレルギー	☐ ない　☑ ある（種類：卵白・牛乳・いぬ　）☐不明
	除去食	☐ ない　☑ ある（種類：卵白・牛乳　）☐不明
	障害者手帳等	☑ ない　☐ ある　☐ 申請中（種類：身体（部位：　）／療育）
乳幼児健康診査は受診しましたか		※受診した健診すべてに☑をいれてください ☑受けた（☑4か月　☑10か月　☑1歳6か月　☐3歳）　☐受けていない（受診予定：　月）
健診時に指導はありましたか		☐ 無　☑ 有（いつ：1歳6か月　）健診時に下記のとおり （低身長との指導あり）
こども療育センター等の関係機関への相談歴		☐ 無　☑ 有（機関：こども療育センター　期間：令和7年4月～現在　）
既往症（今までにかかった大きな病気）		☐ 無　☑ 有（☐完治　☑治療中　病名等：喘息　） **※保育所等では、基本的に投薬は行えません。必要な場合は、事前にすべての希望園へご確認ください。**
個別対応が必要なことがありますか		☐ 無　☑ 有（☑ 希望園 園長確認済　内容：除去食対応） **※事前確認がない場合、個別対応ができません。対応可能であるか、事前にすべての希望園へご確認ください。** 【個別対応例】検温、服薬管理、障がい（手帳の有無問わず）、アレルギー等 【個別対応でない例】好き嫌いがある、概ね3歳以上でトイレがひとりで完全にできない等
※集団生活ができない場合、利用決定を取り消すことがあります。心配なことがありましたら、事前に希望園へご確認ください。		

⑩ 祖父母の状況

区分		氏名	年齢 R9.3.31時点	就労の有無	障がいの有無	申請に係る子どもとの同居・別居（別居の場合は住所を記入）	
父方	祖父	離別		有・無	☐有	同居・別居	
父方	祖母	加古川　良子	60	有・無	☐有	同居・別居	加古川市加古川町北在家1000番地の10
母方	祖父	兵庫　健太	63	有・無	☑有	同居・別居	
母方	祖母	死別		有・無	☐有	同居・別居	

※申請に係る子どもと同居している祖父母で、障がい☑有の場合は障害者手帳等のコピーを添付してください。

父母以外の緊急の連絡先	氏名	加古川　良子	子どもとの続柄	祖母	電話	090-9999-999C

⑪ きょうだいで入所希望の方　①～④のいずれかを選び、該当項目にチェックしてください。

（注）就労予定・育児休業からの復職を理由に申込みされる方は、きょうだいが1人でも入所決定した場合、必ず就労・育児休業から復職をする必要があります。
（注）『☐希望下位でも、同園を優先』を選択された場合でも、入所調整の結果、同園で決定できない場合は『☐別園でも、希望順位を優先』で決定します。

☐ ① 同時に同園を利用できる場合のみ希望する

☑ ② 同時に入園できれば、別園に入園でもよい　※下記項目もチェックしてください。
　→ ☑ 希望下位でも、同園を優先　☐ 別園でも、希望順位を優先

☐ ③ 1人だけでも入園希望　※下記項目（1）・（2）それぞれチェックしてください。
　→（1） 同時に入園できる場合　☐ 希望下位でも、同園を優先　☐ 別園でも、希望順位を優先
　→（2） 1人だけ入園できる場合　☐（名前：　）が先に入園できる場合のみ希望　☐ どの子でも希望

☐ ④ その他（　）

※本紙に記載された内容は、必要に応じて利用（希望）保育所等へ通知しますのでご了承ください。

※市使用欄

2. 就労証明書

注意事項

・保護者（および65歳未満の同居の祖父母）それぞれ1枚ずつ必要です。

・提出前に証明書の内容に誤りがないかご確認ください。

・証明書の有効期間は、証明日から3か月間です。

・別のきょうだいの申込みの際に、既に証明書を提出済みの場合、勤務状況に変更が無く証明日から3か月以内であれば、原本のコピーでも提出可能です。

・提出された書類は返却できません。提出前にあらかじめコピーをご準備ください。

・記入内容について、電話等により事業所に照会を行う場合があります。また、記入に不備がある場合、再提出をお願いすることがあります。

・就労予定で就労証明書を提出される場合、就労開始後に就労証明書を改めて提出いただく必要があります。
支給認定証に記載の教育・保育給付認定の有効期間が終了する月の15日（保留中の方は10日）までに「就労中」となった「就労証明書」を幼児保育課に提出してください。

◆証明書が不備となる、よくある事例◆

・証明日、本人氏名、雇用(予定)期間等、就労時間の記載及び雇用の形態にチェックが無い場合

・鉛筆や消えるボールペンで記載されている場合

・修正テープ等で訂正されている場合（訂正の際は二重線を引き、余白に正しい内容を記載してください。）



◆会社・団体勤務の方

⇒全て事業所がご記入ください。

◆自営業主・個人事業主の方

⇒ご本人もしくは作成責任者の方がご記入ください。自営業主（個人事業主）の方は就労証明書とともにP.26を必ずご確認いただき、必要な添付書類を提出してください。

◆自営業専従者・自営業協力者の方

⇒自営業主（個人事業主）もしくは作成責任者の方がご記入ください。自営業専従者・自営業協力者の方は就労証明書とともにP.26を必ずご確認いただき、必要な添付書類を提出してください。

就労証明書記載要領

■証明書を発行する事業者に関する項目

証明日	○証明日（証明書発行日）を記載してください。 ※年の欄は西暦で記載してください。
事業所名	○証明書を発行する事業者の名称（法人名）を記載してください。 ※証明書の発行に責任を持つ企業・組織・団体名等を記載してください。 ※個人事業主の場合は事業者の名称を記載してください。
代表者名	○代表者（法人の代表者や個人事業主）の氏名を記載してください。 ※代表者に該当する者がいない場合又は事業所側で証明権限を代表者以外に付与している場合には、当該証明権限を有する証明書の内容に責任を持つ者の氏名を記載してください。
所在地	○証明書発行事業所の住所を記載してください。 ※証明書の証明対象となる者（以下「本人」という。）の就労先住所ではない点に注意してください。
電話番号	○証明書発行事業所の電話番号を記載してください。
担当者名／ 記載者連絡先	○証明書の内容について、自治体からの事務的な連絡を受ける場合の担当者名/電話番号を記載してください。

■就労先事業者に関する事項

No.1	**業種**	○現在の就労状況について該当する項目をチェック（レ点記入）してください。 ※いずれにも該当しない場合は「□その他」をチェック（レ点記入）し、カッコ内に簡潔に記載してください。

■就労者に関する項目

No.2	**フリガナ／本人氏名**	○本人の氏名、フリガナを記載してください。
	生年月日	○本人の生年月日を記載してください。 ※年の欄は西暦で記載してください。

■就労状態等に関する事項

No.3	**雇用(予定)期間等**	○雇用期間について「□無期」か「□有期」にチェック（レ点記入）してください。 ○雇用期間について「□無期」の場合は雇用開始日のみを、「□有期」の場合はその期間を記載してください。 ※年の欄は西暦で記載してください。 ※契約内容の変更を予定している場合、変更前の契約が終了する日を終期として記載してください。
No.4	**本人就労先事業所**	○右上欄に記載の事業所名（証明書発行事業所名）と異なる場合は本人が実際に働いている事業所の名称を記載してください。 ○右上欄に記載の所在地（証明書発行事業所住所）と異なる場合は本人が実際に働いている勤務先の住所を記載してください。 ※実際に働いている就労場所が複数存在する場合は、主たる就労先の住所を記載するようにしてください。 ※就労場所が存在しない場合には、自宅等就労時に本人が主として存在している場所を記載するようにしてください。
No.5	**雇用の形態**	○雇用の形態について該当する項目にチェック（レ点記入）してください。 ※自営業の場合は、「自営業主」（個人事業主、経営者、代表者等）又は「自営業専従者」又は「家族従業者」のいずれかにチェック（レ点記入）してください。 ※「契約社員」等の場合で、「会計年度任用職員」にも該当する場合は、「会計年度任用職員」にチェック（レ点記入）してください。 ※「パート・アルバイト」「派遣社員」「契約社員」「会計年度任用職員」のいずれにも該当しない非常勤・臨時職員である場合、「非常勤・臨時職員」にチェック（レ点記入）してください。 ※雇用の形態に該当する項目がない場合は「□その他」にチェック（レ点記入）し、簡潔に記載してください。
No.6	**就労時間 （固定就労の場合）**	○「月・火・水・木・金・土・日・祝日」のうち、通常の就労日について該当する項目にチェック（レ点記入）してください。［複数選択可］ ○就労の合計時間（月間）について記載してください。 ※雇用契約に基づく就労時間であり、実際に就労した時間（実績）ではありません。育児短時間勤務制度を利用している場合でも、制度利用前の就労時間数を記載してください。 ※雇用契約上、週当たりの就労時間が定められている場合、4（週）を乗じた時間を記載してください。 ※雇用契約上、年当たりの就労時間が定められている場合、12（月）で除した時間を記載してください。 ※雇用契約上の就労時間であるため、残業時間は除いてください。 ※休憩時間（就業規則等で定められている休憩に限る。）は含めてください。また、就業規則等で定められている休憩時間の月間の合計時間数についても記載してください。 ○一月当たり、一週当たりの就労日数について記載してください。 ※雇用契約に基づく就労日数であり、実際に就労した日数（実績）ではありません。 ※雇用契約上、月当たりの就労日数が定められている場合、週当たりの就労日数欄には、4（週）で除した日数を記載してください。 ※雇用契約上、週当たりの就労日数が定められている場合、月当たりの就労日数欄には、4（週）を乗じた日数を記載してください。 ※雇用契約上、年当たりの就労日数が定められている場合、月当たりの就労日数欄には12（月）で除した日数、週当たりの就労日数欄には48（週）で除した日数を記載してください。 ○就労時間帯は、「24時間表記」で記載してください。 ※夜間勤務など日をまたぐ場合には、0時～29時の幅（例えば22時から翌朝5時まで就労する場合は「22時00分～29時00分」）で記載してください。 ○平日、土曜、日祝毎に就労時間時間帯を記載してください。 ※休憩時間（就業規則等で定められている休憩に限る。）は含め、当該時間帯における就業規則等で定められている休憩時間数（分）についても記載してください。 ※平日、土曜、日祝のいずれか就労がない場合は空欄で結構です。
	就労時間 （変則就労の場合）	○日々の就労時間が定められていない就労者について、雇用契約に基づく就労時間を記載してください。 ○月間又は週間の就労時間（合計）について記載してください。 ※雇用契約に基づく就労時間であり、実際に就労した時間（実績）ではありません。育児短時間勤務制度を利用している場合でも、制度利用前の就業規則上の就労時間数を記載してください。 ※雇用契約上、1日当たりの就労時間が定められている場合、5（日）を乗じて、「週間」の就労時間を記載してください。 ※週間の労働時間を記載いただいた場合、当該時間に4を乗した時間数を月の就労時間とみなします。 ※雇用契約上の就労時間であるため、残業時間は除いてください。 ※休憩時間（就業規則等で定められている休憩に限る。）は含めてください。また、就業規則等で定められている休憩時間の月間又は週間の合計時間数についても記載してください。 ○一月当たり又は一週当たりの就労日数について記載してください。 ※雇用契約に基づく就労日数であり、実際に就労した日数（実績）ではありません。 ※雇用契約上、年当たりの就労日数が定められている場合、月当たりの就労日数欄には12（月）で除した日数、週当たりの就労日数欄には48（週）で除した日数を記載してください。 ○就労時間帯は、「24時間表記」で記載してください。 ※夜間勤務など日をまたぐ場合には、0時～29時の幅（例えば22時から翌朝5時まで就労する場合は「22時00分～29時00分」）で記載してください。 ○主な就労時間帯・シフト時間帯について、最も可能性の高い（勤務回数の多い）時間帯を記載してください。 ※雇用契約上、コアタイム等の定めがない場合も、想定される最も標準的な時間帯を記載するようにしてください。 ※シフト勤務の場合は、市区町村による保育の必要性認定に必要となる場合のみ、シフト表の追加提出等を求める場合がありますので御承知おきください。

No.7	**就労実績** ※日数に有給休暇を含み 時間数に休憩・残業時間を含む	○直近3か月の1か月当たりの就労日数、就労時間数について記載してください。なお、育児休業等により直近3か月において1月分の就労実績がない場合は、育児休業等取得前の（産休・育休等取得月を除いた）就労実績を記載してください。新規採用等で就労実績がない場合は今後の就労見込みを記載してください。 ※新しい年・月から記載してください（例：○○年6月、○○年5月、○○年4月）。 ※有給休暇の取得日は就労日数に含めてください。 ※残業時間は就労時間数に含めてください。 ※休憩時間（就業規則等で定められている休憩時間に限る。）は就労時間数に含めてください。 ※育児短時間勤務制度等を利用している場合は、それらの制度利用の上での勤務実績（実際に当該月に勤務した実績）を記載してください。 ※年の欄は西暦で記載してください。
No.8	**産前・産後休業の取得** ※取得予定を含む	○産前・産後休業の取得について「□取得予定」か「□取得中」にチェック（レ点記入）してください。 ※法令上の産前・産後休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含みます。 ※終了日が確定していない場合でも終了予定日を記載するようにしてください。 ※年の欄は西暦で記載してください。 ※産後休暇・育児休業の復職日が、証明日より1年以上前であれば、記入は省略できます。
No.9	**育児休業の取得** ※取得予定を含む	○育児休業の取得について「□取得予定」か「□取得中」か「□取得済み」にチェック（レ点記入）してください。 ※法令上の育児休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含みます。 ※終期が確定していない場合でも終了予定日を記載するようにしてください。 ※取得済みの場合は取得実績を記載してください。 ※複数該当する場合は、証明日の状況に一番近いものを記載し、その他は備考欄に記載してください（例：取得予定又は取得中で、過去に取得した実績もある場合は、取得予定又は取得中の育児休業についてNo.9欄に記載し、過去取得分を備考欄に記載する。）。 ※年の欄は西暦で記載してください。 ※ただし、産後休暇・育児休業の復職日が、証明日より1年以上前であれば、記入は省略できます。 ※育児休業を取得中の場合は、No.16に育児休業期間の短縮・延長について必ず記入してください。
No.10	**産休・育休以外の休業の取得** ※取得予定を含む	○産休・育休以外の休業の取得について「□取得予定」か「□取得中」か「□取得済み」にチェック（レ点記入）してください。 ※法令上の休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含みます。 ※終期が確定していない場合でも終了予定日を記載するようにしてください。 ※取得済みの場合は取得実績を記載してください。 ※複数該当する場合は、証明日の状況に一番近いものを記載し、その他は備考欄に記載してください（例：取得予定又は取得中で、過去に取得した実績もある場合は、取得予定又は取得中の休業について記載し、過去取得分を備考欄に記載する。）。 ※年の欄は西暦で記載してください。 ○産休・育休以外の休業の取得理由についてチェック（レ点記入）してください。
No.11	**復職（予定）年月日**	○証明書発行事業所において取得中（又は取得予定）の育児休業等を終了し、復職する予定がある場合は「□復職予定」にチェック（レ点記入）し、復職予定年月日を記載してください。また、1年以内に証明書発行事業所において取得した育児休業等から復職済みの場合は「□復職済み」にチェック（レ点記入）し、復職年月日を記載してください。 ※年の欄は西暦で記載してください。
No.12	**育児のための短時間勤務制度利用有無** ※取得予定を含む	○育児のための短時間勤務制度の利用により、就業規則上の通常の就労時間（No.6に記載の時間）より短い就労時間（就業規則上の特則等いわゆる時短勤務）とする予定である又はしている場合について、「□取得予定」か「□取得中」かにチェック（レ点記入）してください。 ○当該短時間勤務制度の利用（予定）期間及び当該短時間勤務制度利用時の主な就労時間帯（勤務体制変更後の就労時間帯）について記載してください。 ※No.6には短時間勤務制度利用前の就労時間帯、No.12には短時間勤務制度利用後の就労時間帯を記載してください。 ※年の欄は西暦で記載してください。

■その他の項目

No.13	**保育士としての勤務実態の有無**	○保育士、幼稚園教諭、保育教諭としての勤務実態の有無について「□有」、「□有予定」、「□無」にチェック（レ点記入）してください。
No.14	**備考欄**	○No.6に記載の就労時間帯につき、出退勤時間の特例（就業規則上の就労時間帯の15分前に出勤しなければならない等）等、記載時間帯を超えて拘束時間が生じている場合には、その旨、この欄に記載してください。 ○No.9の育児休業及びNo.10の産休・育休以外の休業の取得実績等について追加記載が必要な場合は、この欄に記載してください。 ○その他特記事項があれば、この欄に記載してください。 ○保育所等に入所後、就労時間が増える等の理由により就労予定で申込みする場合、備考欄に「入所決定後、上記の勤務内容で勤務予定」と記入ください。

■追加的記載項目欄（加古川市独自項目）

No.15	**単身赴任**	○単身赴任について「□有」か「□無」にチェック（レ点記入）してください。 ○「□有」の場合は本人住所を記載してください。
No.16	**育児休業の短縮・延長への同意**	○育児休業を取得中（又は取得予定）の場合は、育児休業の短縮・延長について「□同意する」か「□同意しない」にチェック（レ点記入）してください。

自営業主・自営業専従者向け　添付書類について

＜自営業主（個人事業主）として従事している方＞

①自営業主（個人事業主）とは、法人化がされていない形態で、個人経営の事業を営んでいる方です。

②自営業主（個人事業主）の方は就労証明書とともに下記添付書類1および2が必要です。

※自営業の場合でも事業形態が、株式会社など法人化されている場合は、添付資料の提出は不要です。

必要な添付書類（1および2を提出してください）

1
- 直近の確定申告書B（第一表および第二表）
- 営業許可証
- 開業届等（いずれも税務署等提出分）

} いずれか1点のコピー

2 直近3カ月以内の主な取引がわかるもの（納品書、出荷伝票等）のコピー

※主な取引がわかるものとは、取引先が発行した納品書や請求書、または領収書や業務委託契約書等

（◆起業してまだ日が浅い等の理由で添付書類2が用意できない場合）

添付書類なしで申請してください。ただし、教育・保育給付認定期間については就労予定として取り扱いますので、後日、添付書類を提出してください。添付書類の提出期限については P.5『教育・保育給付認定と保育必要量の変更申請について』をご確認ください。

添付書類1、2いずれもない場合は、求職活動の事由として取り扱います。

＜自営業専従者（自営業協力者）として従事している方＞

①自営業専従者（自営業協力者）とは自営業主に雇用されている方です。

※自営業主が親族（児童の直系尊属）である場合に限ります

※自営業主が親族（児童の直系尊属）でない場合は、自営業専従者（自営業協力者）に該当しませんので、自営業専従者以外の被用者として雇用主の証明を受けてください。

②自営業専従者（自営業協力者）の方は自営業主が作成する就労証明書とともに、下記添付書類が必ず必要です。

必要な添付書類

※加点がつきます。

- 従事が確認できる直近の確定申告書B
（自営業主の確定申告書Bの事業専従者欄に協力者の氏名が記載されてあり、給与の支払いが確認できるもの。
または、自営業専従者の確定申告書Bの所得の内訳欄に自営業主の名前がある。）
- 直近の源泉徴収票等（いずれも税務署等提出分）

} どちらか1点のコピー

（◆上記が提出できない場合） ※加点はつきません。

給与明細書、給与台帳（源泉徴収簿）、出勤簿、従事を確認できる開業届等（税務署等提出分）のコピーのうち2点

※給与明細書や給与台帳、出勤簿等を提出する場合は、①会社名（もしくは代表者名）、②協力者の名前が記入されているものを提出してください。

（◆就労してまだ日が浅い等の理由で添付書類が用意できない場合）

添付資料なしで申請してください。ただし、教育・保育給付認定期間については就労予定として取り扱いますので、後日、添付資料を提出してください。添付書類の提出期限については P.5『教育・保育給付認定と保育必要量の変更申請について』をご確認ください。

就労証明書

加古川市長　　宛

就労証明書（様式及び記載要領）等は
加古川市ホームページからダウンロードができます。
詳細は下記からご確認ください。

【問い合わせ先】加古川市こども部幼児保育課入園係℡079-427-9213

証明日	西暦	2026	年	8	月	17	日
事業所名	株式会社〇〇〇〇〇						
代表者名	〇〇　〇〇						
所在地	加古川市〇〇町〇〇						
電話番号	XXX	—	XXXX	—	XXXX		
担当者名	〇〇　〇〇						
記載者連絡先	XXX	—	XXXX	—	XXXX		

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業　☐ 漁業　☐ 鉱業・採石業・砂利採取業　☐ 建設業　☐ 製造業　☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☑ 情報通信業　☐ 運輸業・郵便業　☐ 卸売業・小売業　☐ 金融業・保険業　☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス　☐ 宿泊業・飲食サービス業　☐ 生活関連サービス業・娯楽業　☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業　☐ 複合サービス事業　☐ 公務　☐ その他（　　）
2	フリガナ	〇〇　〇〇
	本人氏名	〇〇　〇〇　　生年月日　1993 年 10 月 10 日
3	雇用(予定)期間等	☑ 無期　☐ 有期　期間（無期の場合は雇用開始日のみ）　2015 年 4 月 1 日 ～　　年　　月　　日
4	本人就労先事業所	名称　〇〇　〇〇 住所　〇〇　〇〇
5	雇用の形態	☑ 正社員　☐ パート・アルバイト　☐ 派遣社員　☐ 契約社員　☐ 会計年度任用職員　☐ 非常勤・臨時職員　☐ 役員 ☐ 自営業主　☐ 自営業専従者　☐ 家族従業者　☐ 内職　☐ 業務委託　☐ その他(　　)
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 ☑　火 ☑　水 ☑　木 ☑　金 ☑　土 ☐　日 ☐　祝日 ☐　合計時間　月間 175 時間 0 分（うち休憩時間 1200 分） 一月当たりの就労日数　月間 22 日　一週当たりの就労日数　週間 5 日 平日 8 時 30 分 ～ 17 時 15 分（うち休憩時間 60 分） 土曜　　時　　分 ～　　時　　分（うち休憩時間　　分） 日祝　　時　　分 ～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間　☐ 月間　☐ 週間　　時間　　分（うち休憩時間　　分） 就労日数　☐ 月間　☐ 週間　　日 主な就労時間帯・シフト時間帯　　時　　分 ～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月　　年　　月　　日／月　　時間／月 年月　　年　　月　　日／月　　時間／月 年月　　年　　月　　日／月　　時間／月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中 期間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☑ 取得中　☐ 取得済み 期間　2026 年 6 月 30 日 ～ 2027 年 2 月 14 日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定　☐ 取得中　☐ 取得済み　理由　☐ 介護休業　☐ 病休　☐ その他（　　） 期間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
11	復職(予定)年月日	☑ 復職予定　☐ 復職済み　2027 年 2 月 15 日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☑ 取得予定　☐ 取得中　期間　2027 年 2 月 15 日 ～ 2029 年 3 月 31 日 主な就労時間帯・シフト時間帯　9 時 0 分 ～ 16 時 45 分（うち休憩時間 45 分）
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有　☐ 有(予定)　☑ 無
14	備考欄	

追加的記載項目欄　※下記も就労事業者等が必ずご記載ください。単身赴任や育児休業取得中の場合は必ずご記載ください。

15	単身赴任	☐ 有　☐ 無	本人住所 ※単身赴任有の場合のみ	
16	育児休業の短縮・延長への同意	育児休業の取得(予定)期間終了前であっても、保育所等入所の内定があった場合に育児休業を短縮し、保育所等入所月内に職場復帰すること	☑ 同意する	☐ 同意しない
		育児休業の取得(予定)期間終了後については、育児休業(に準ずる措置)を延長し、保育所等入所の内定があった時点で保育所等入所月内に職場復帰すること	☑ 同意する	☐ 同意しない

3. 保育を必要とする申立書

①求職活動の方

・「既に求職活動中」または「保育所等入所後、求職活動予定」にチェックしてください。

・支給認定証の教育・保育給付認定期間を確認し、有効期間切れにご注意ください。

※入所中の方

「求職活動」の事由で入所となった方が、教育・保育給付認定の有効期間以降も引き続き保育の実施が必要な場合は、支給認定証に記載の教育・保育給付認定の有効期間が終了する月の15日までに「就労中」となった「就労証明書」を幼児保育課に提出してください。

期限までに書類の提出がない場合には教育・保育給付認定の有効期間が延長されず、有効期限切れのため退所となりますのでご注意ください。

（必要書類はP.3～4『申請の事由と必要書類について』、提出期限についてはP.5『教育・保育給付認定と保育必要量の変更申請について』をご確認ください。）

※保留中の方

支給認定証の有効期間終了後も利用調整を希望される場合は、有効期間が終了する月の10日までに再度申請を行う必要がありますのでご注意ください。申請がない場合、翌月からの利用調整は自動的に取下げとなります。

また、利用申込みは年度ごとに必要となりますのでご注意ください。

（必要書類はP.3～4『申請の事由と必要書類について』、提出期限についてはP.5『教育・保育給付認定と保育必要量の変更申請について』をご確認ください。）

②就学の方

・「就学」にチェックしてください。

・就学先（学校名）、在籍学部、通学時間（片道）、主な通学手段、卒業見込等をご記入ください。

・別途必要な書類があります。P.3～4『申請の事由と必要書類について』をご確認ください。

③妊娠・出産の方

・「妊娠・出産」にチェックしてください。

・出産予定日をご記入ください。

・別途必要な書類があります。P.3～4『申請の事由と必要書類について』をご確認ください。

④介護・看護の方

・「介護・看護」にチェックしてください。

・介護、看護を常時必要とする同居者氏名をご記入ください。

・別途必要な書類があります。P.3～4『申請の事由と必要書類について』をご確認ください。

⑤疾病・障がいの方

・「疾病・障がい」にチェックしてください。

・傷病または障害名、通院頻度、入院の場合は退院（見込み）をご記入ください。

・別途必要な書類があります。P.3～4『申請の事由と必要書類について』をご確認ください。

◎「就労」以外の事由で申請される方のみ記入してください。　　**令和8年8月改訂**

※「就労」事由の方は裏面の『就労証明書』の作成を勤務先に依頼してください。

保育を必要とする申立書

加古川市長 様

＜ 申立者情報 ＞

住所	
申立者氏名 （自署）	児童との続柄 □ 父　□ 母 □ 祖父　□ 祖母
電話番号	
申立日	令和　　年　　月　　日

下記のとおり、保育を必要としていることを申し立てます。

□求職活動	□既に求職活動中 □保育所等入所後、求職活動予定	
	求職活動による入所は最長で3ヶ月間であることを理解し、支給認定証に記載の教育・保育給付認定の有効期間満了月の15日までに就労証明書を提出しない場合は**本紙を退所届**とします。 保留中等の場合で、引き続き認定が必要な場合は、支給認定証に記載の教育・保育給付認定の有効期間満了月の10日までに再度申請を行う必要があります。	
□就学	就学先(学校名)： 在籍学部（受講コース等）： 通学時間（片道）：約　　分 主な通学手段： 卒業等見込・受講終了予定：令和　　年　　月　　日 **◎別添の時間割等のとおり、就学・受講します。**	
□妊娠・出産	出産（予定）日	令和　　年　　月　　日
	妊娠・出産による入所は最長で出産（予定）日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月末までであることを理解し、支給認定証に記載の教育・保育給付認定の有効期間満了時は**本紙を退所届**とします。 **◎出産（予定）日は、別添のとおりです。**	
□介護・看護	介護・看護を常時必要とする同居者 氏名	
	上記の介護・看護を常時必要とする者について、申立者と同居しています。 **◎別添のスケジュールのとおり、常時介護・看護を行っていることを申し立てます。**	
□疾病・障がい	傷病・障害名	
	通院頻度	週：＿＿＿回　月：＿＿＿回
	入院の場合	退院（見込み）：　令和　　年　　月　　日
	上記の理由により保育ができないことを申し立てます。 **◎保育を必要とする期間や理由等の詳細は、別添の診断書又は障害者手帳等のコピーのとおりです。**	

※不備がある場合は再提出をお願いすることがあります。

幼児保育課受付

就労証明書（様式及び記載要領）、保育を必要とする申立書は
加古川市HPからダウンロードができます。

詳細は右記からご確認ください。

【問合せ先】 加古川市 こども部 幼児保育課 入園係 TEL 079-427-9213

MEMO



MEMO



加古川市内の認可保育施設マップ　R8.8月時点



1	みどりのどんぐり保育園	20	加古のみやこども園	39	ピュアキッズこども園	58	ポポラー加古川別府園
2	ぽっかぽっかにっけ保育園	21	あかり保育園	40	子供のお里	59	おりーぶ保育園
3	加古川こども園	22	駅前あかり保育園	41	コスモチャイルド保育園東加古川園	60	第5かくりん保育園
4	かこいろこども園	23	加古川エンゼル保育園	42	ヤクルトキッズスクール東加古川さくら保育園	61	プリスクールべふ保育園
5	松本会ひまわり保育園	24	第2かくりん保育園	43	兵庫大学附属加古川幼稚園	62	やはたこども園
6	ありす保育園粟津園	25	ありす保育園野口園	44	東加古川保育園	63	みどりの森こども園
7	ルナキューピットこども園	26	ヤクルトキッズスクール加古川つばめ保育園	45	チャイルドハート保育サロン東加古川園	64	都台こども園
8	第2はとのさと保育園	27	野口こども園	46	ぬくもりのおうち保育東加古川園	65	都台にこにこ園
9	はとのさと保育園	28	あいあい保育園	47	星鈴東加古川保育園	66	東神吉こども園
10	日岡保育園	29	孔雀こども園	48	平岡南保育園	67	おおぞら保育園
11	ちいろば保育園	30	つみき保育園	49	つくし保育園	68	とうばんの森こども園
12	のぞみ保育園	31	孔雀ちっちゃな保育園	50	つつじ野保育園	69	宝殿保育園
13	あおば保育園	32	ルホソルキッズ	51	あおい保育園	70	西神吉認定こども園
14	加古川しらさぎ保育園	33	トベラこども園	52	浜の宮保育園	71	川西こども園
15	願成寺保育園	34	ひなたぽっこ	53	光（きらり）認定こども園	72	しかたこども園
16	加古川ひまわり保育園	35	エミールこども園	54	第1かくりん保育園	73	ゆき保育園
17	チャイルドハート保育サロン加古川園	36	せきれい保育園	55	えみか保育園		
18	虹のそら保育園	37	せきれい保育園（分園）	56	平岡保育園		
19	みのりヶ丘保育園	38	ピュアキューピットこども園	57	加古のうみこども園		

加古川市ホームページ内地図サービス「かこナビ」でも加古川市内の認可保育所等を確認することができます。

子ども・子育て
支援情報公表システム
「ここ de サーチ」の
ご案内

WAM NET
ここdeサーチ
こども・こそだての情報は「ここdeサーチ」で!



どんな保育施設が
あるのかなぁ





おうちに近い施設は
どこかなぁ



月々の費用は
いくらぐらいかなぁ

お近くの教育・保育施設を
検索できるシステムです



加古川市 子育て情報

公式 Instagram

子連れで行けるイベント、スポットや
子育てサポート制度のご紹介など、
加古川市での子育てを応援する情報を
リアルタイムで投稿しています★

#加古川市 #子連れイベント #お出かけ

#子育てお役立ち情報 #こども食堂



※加古川市子育て情報公式 SNS に関するお問い合わせは、下記へお願いします。
加古川市役所 こども部 こども政策課 TEL:079-427-9397